

臓器移植対策事業

目次

I. 臓器移植の実施状況	4
II. 臓器移植事業の概要	8
III. 論点、見直しの方向性	18
IV. 参考資料	21



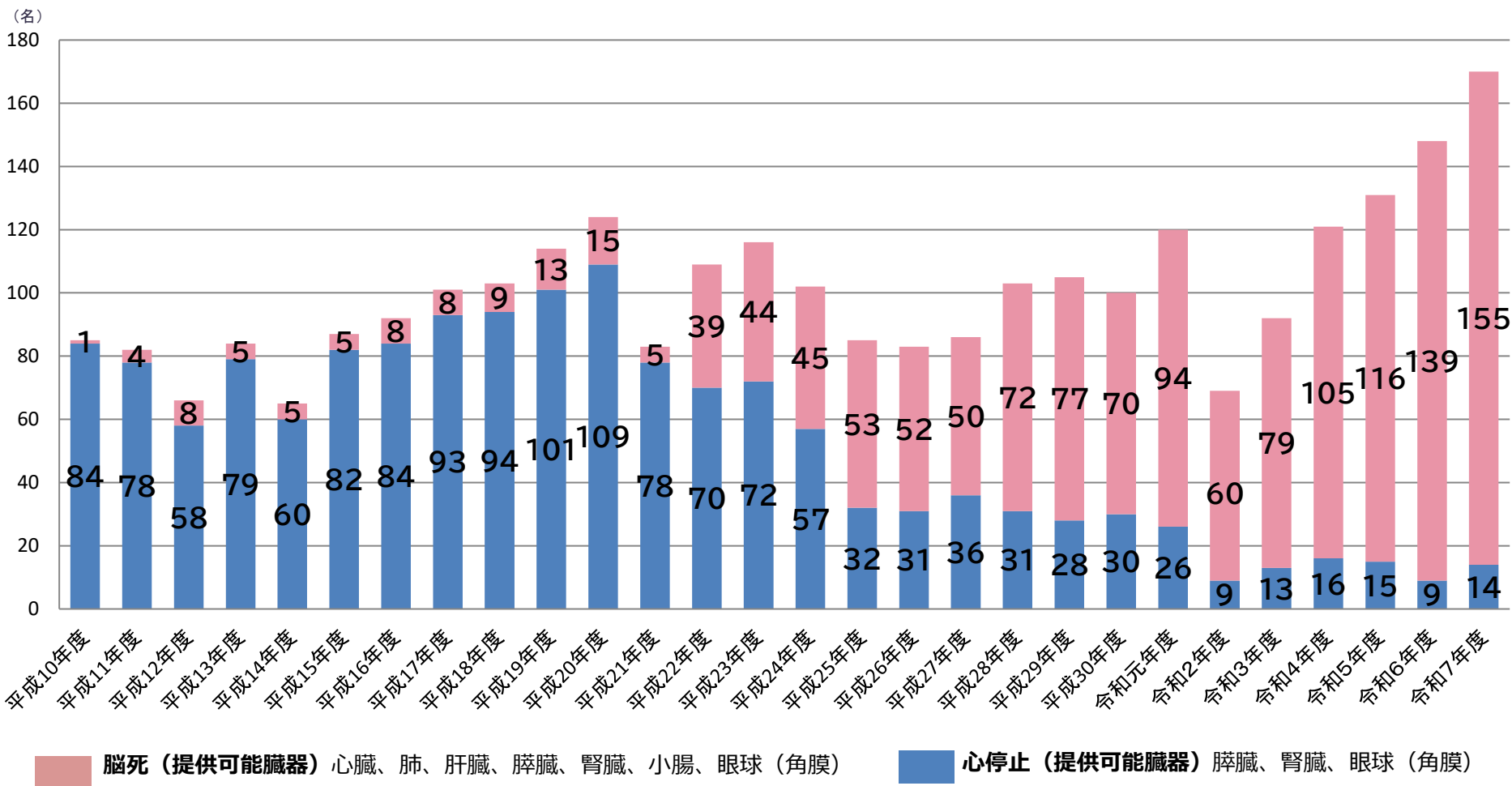
I . 臓器移植の実施状況



臓器提供状況の推移について

令和7年度の脳死下臓器提供者数は過去最高数となっており、令和4年度以降過去最高数を更新しつづけている。

臓器提供者数の推移（令和8年3月末までに脳死下の臓器提供者は1,336名。）



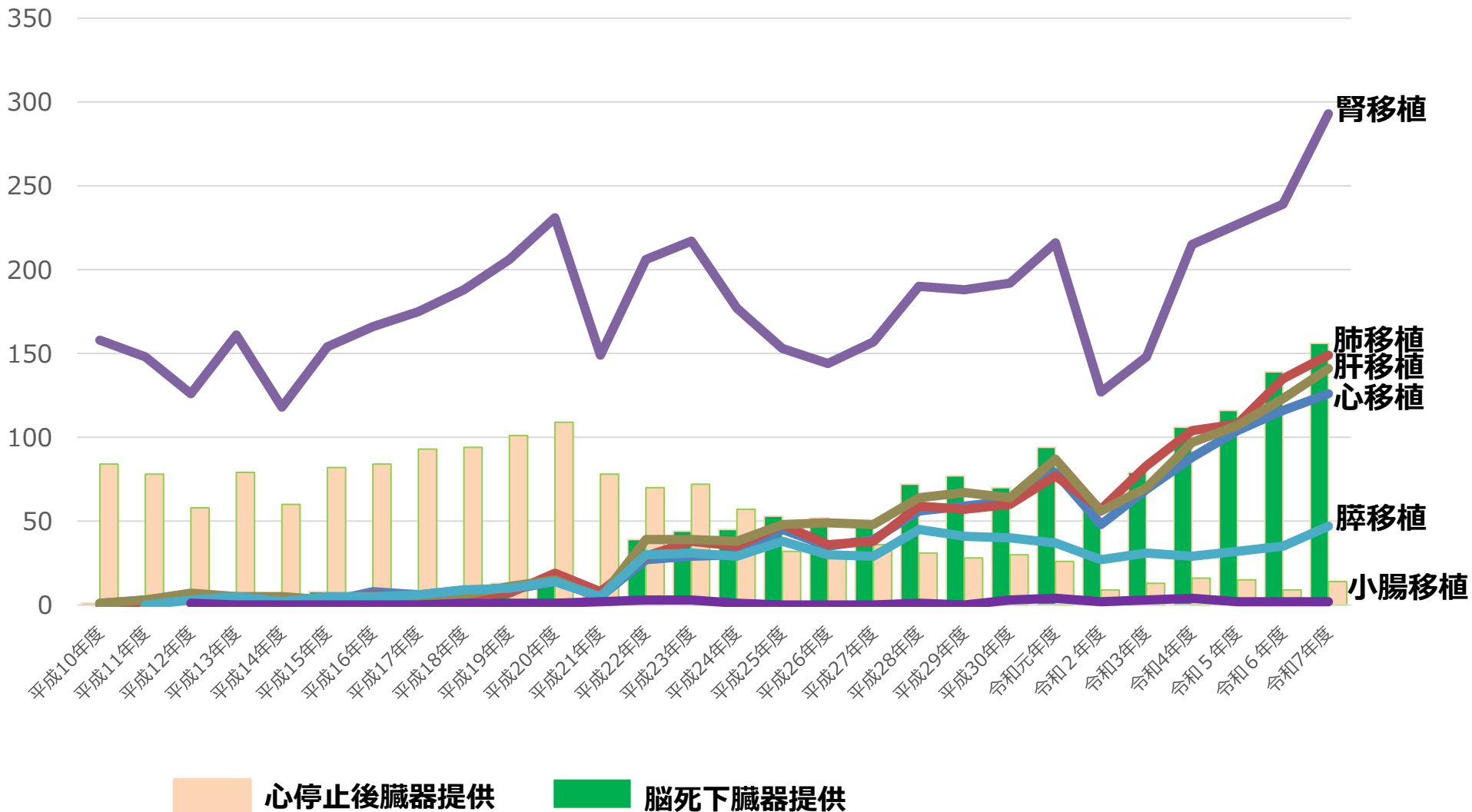
(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

臓器提供・臓器移植の実施状況推移について

- 令和7年度は心臓、肺、肝臓の移植実施件数が過去最高数であった。

脳死下・心停止後における臓器提供者数と移植実施件数の推移

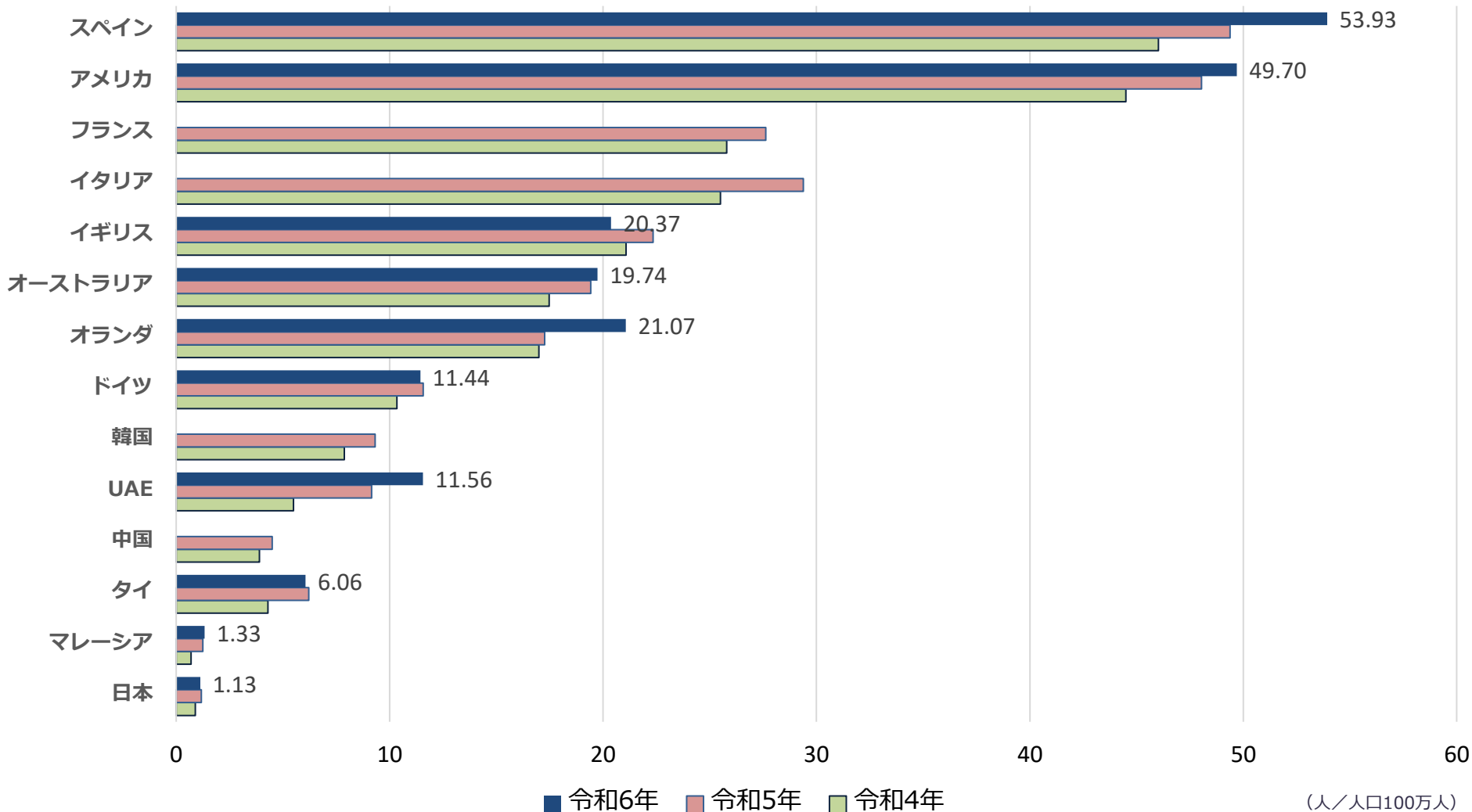
(件数)



(資料) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で作成

各国の人口100万人当たりの臓器提供数

日本は欧米や他のアジア諸国と比べ、人口100万人当たりの脳死・心停止ドナー数が少ない。



(人/人口100万人)

■ 令和6年 ■ 令和5年 ■ 令和4年

(資料) International Registry of Donation and Transplantation. Global Observatory on Donation and Transplantation の情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

Ⅱ.臓器移植対策事業の概要



移植医療対策の推進

令和8年度当初予算額 **38億円 (37億円)** ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 13億円

造血幹細胞移植対策の推進 **24億円 (25億円)**

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネーター期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① **骨髄移植対策事業費 (骨髄バンク運営費)** **5.1億円 (5.0億円)**
(参考) 令和7年度補正予算 2.1億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者 (骨髄バンク) の安定的な運営を支援する。
- ② **骨髄データバンク登録費** **5.8億円 (6.5億円)**
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA (白血球の型) の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ **臍帯血移植対策事業費 (臍帯血バンク運営費)** **6.6億円 (6.5億円)**
(参考) 令和7年度補正予算 2.0億円
臍帯血供給事業者 (臍帯血バンク) の安定的な運営を支援する。
- ④ **造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業** **50百万円 (50百万円)**
(参考) 令和7年度補正予算 2.3億円
造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報に関するデータの処理・解析を行う。
- ⑤ **造血幹細胞提供支援機関事業** **2.1億円 (2.0億円)**
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関 (日本赤十字社) の安定的な運営を支援する。
- ⑥ **造血幹細胞移植医療体制整備事業** **3.8億円 (3.9億円)**
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：① (公財) 日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数：562,452人 (令和7年3月末時点)
- ◆ 臍帯血新規公開本数：2,298本 (令和6年度)
- ◆ 移植数：2,338件 (令和6年度) (内：骨髄移植等 1,025件 臍帯血移植 1,313件)

臓器移植対策の推進 **14億円 (12億円)**

1 事業の目的

国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解していただけるような普及啓発の取組を行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

2 事業の概要

- ① **臓器移植対策事業費 (臓器あっせん機関運営費)** **11億円 (9.4億円)**
日本臓器移植ネットワーク (JOT) のみが担っている眼球を除くあっせん業務について、JOTの業務負担を軽減しつつ、物理的距離の課題を改善することで、より効率的なあっせんが可能となるよう、ドナー関連業務を実施する法人 (ドナー関連業務実施法人) を各地域に設置し、JOTから当該業務を移行する取組を進めている。
ドナー関連業務には高度な専門性が求められるため、**ドナー関連業務実施法人が設立された地域では、JOTが当該法人の業務を支援しつつ、適切かつ円滑に業務の引継ぎを実施すること等により、臓器あっせん体制を強化していく。**
(参考) 令和7年度補正予算
・ドナー関連業務に係るシステムの改修等 1.5億円
- ② **臓器提供施設連携体制構築事業費** **2.8億円 (2.7億円)**
脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設が、臓器提供の経験が少ない施設等に対して、研修等を通じた平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援し、臓器提供体制を強化していく。
(参考) 令和7年度補正予算
・臓器移植実施体制推進支援事業 4.7億円
- ③ **普及啓発等事業費** **36百万円 (25百万円)**
臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人等、③国
- ◆ 補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
令和6年度の脳死下臓器提供者数は139名と過去最高数になった。

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円 (1.5億円) を計上している。

臓器移植に係る普及啓発活動

- 臓器移植は善意の第三者から臓器を提供いただきはじめて成立するものであることから、国民一人ひとりが移植医療について知り、理解を深めていただいた上で、家族等と話し合うことや「臓器を提供する」、「臓器を提供しない」に関わらず意思表示をしていただけるような普及啓発を進めることが重要
- このことから、公益社団法人日本臓器移植ネットワークや各都道府県等と連携して、主に以下の活動を実施。

(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- マイナポータルサイトを通じた意思表示の周知
- SNSを通じた臓器移植に関する情報の発信
- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映
- 運転免許証やマイナンバーカード等を交付する際にリーフレットを配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

(2) 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

- 「グリーンリボンキャンペーン」の実施
 - ・全国各地の著明なランドマーク・建物をグリーンにライトアップ（令和7年度は全都道府県の316箇所にて実施）
 - ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示（令和7年10月15日(水)～21日(火)）
- 臓器移植推進国民大会の開催
 - ・令和6年度は10月20日（日）に鳥取県で開催
 - ・令和7年度は10月26日（日）に大阪府で開催



(3) 臓器移植に関する教育の展開

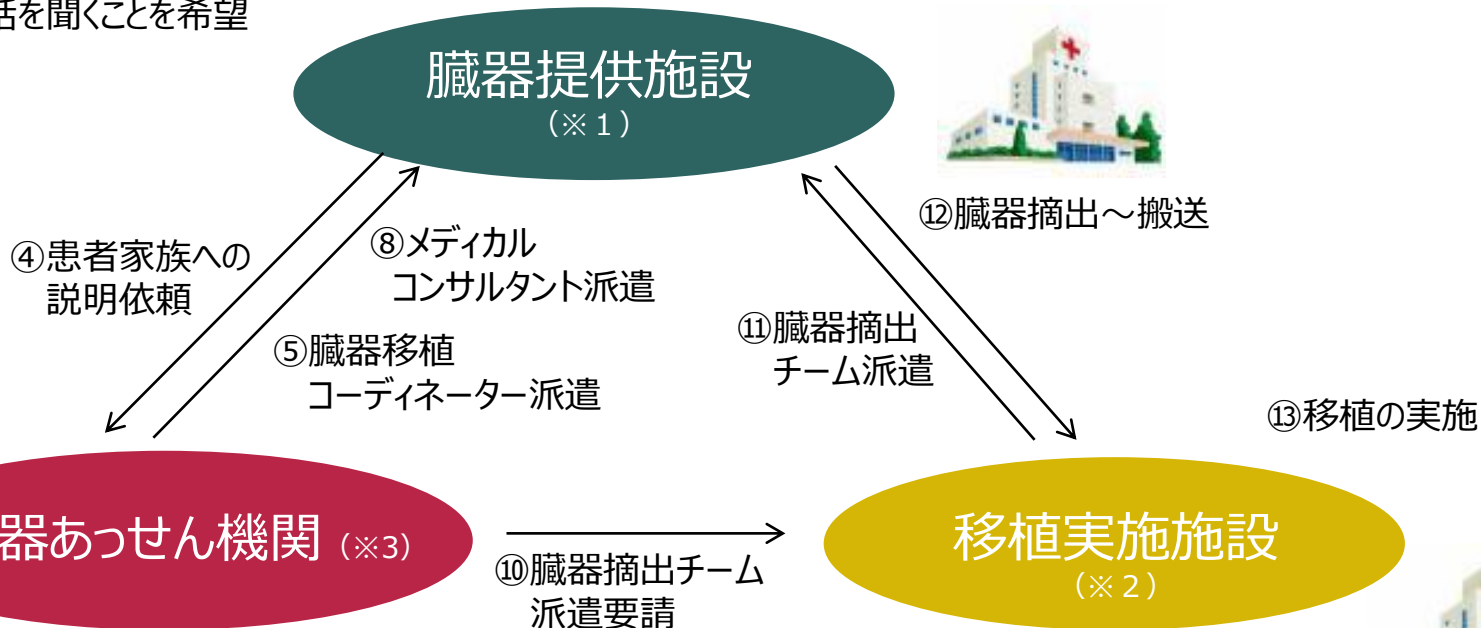
- 授業実例集の作成：各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催：事例集等の学校での活用法に関するセミナーを定期的開催

臓器移植の実施体制について

- ① 患者が臓器提供者となり得る状態となる
- ② 主治医より患者家族に病状説明
- ③ 患者家族が臓器提供について話を聞くことを希望

(※1) 脳死下での臓器提供を行う臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）に基づき、大学附属病院や救命救急センターとして認定された施設等に限定している。臓器提供施設のうち、臓器提供の経験豊富な施設は臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設として、他の臓器提供施設の支援を行っている。

- ⑥ 患者家族の意思の確認
- ⑦ 法的脳死判定



⑨ 移植待機者の中から臓器ごとに対象者を選択し連絡

(※3) 令和8年1月末現在において、眼球（角膜）を除く臓器は公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）および一般社団法人中部日本臓器提供支援協会（CODA）が、眼球（角膜）は全国54カ所のアイバンクが普及啓発を含む臓器のあっせん業務を行っている。

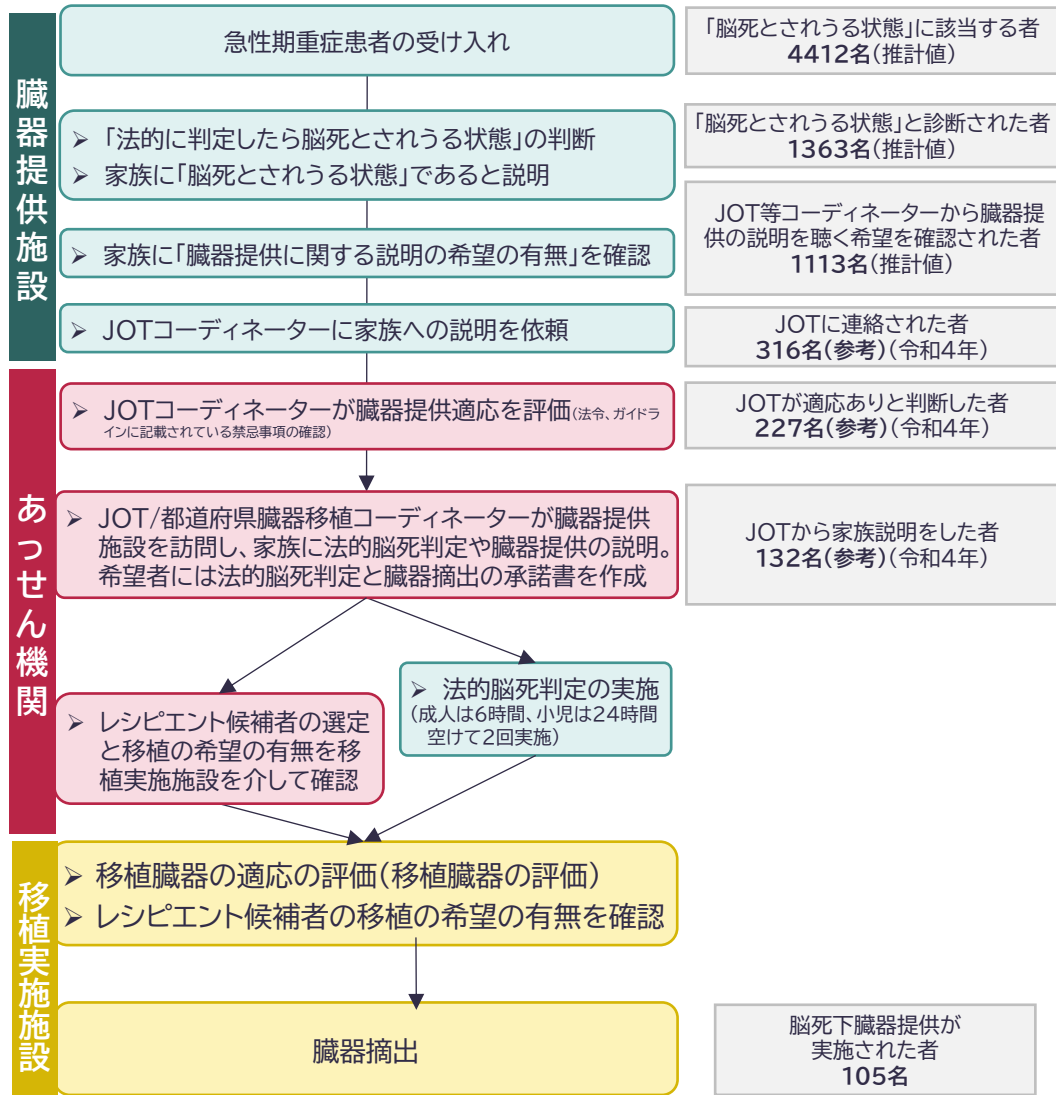
(※2) 脳死した者の身体から摘出された臓器の移植（眼球を除く）を行う移植実施施設は、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）に基づき日本医学会移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定することとしており、同合同委員会に参加する各学会が、各学会が定める基準に基づき審査・推薦を行い、同合同委員会が、本審査・推薦に基づき、移植実施施設を認定している。

(注) 実施体制における①～⑫の流れはあくまで一例であり、これによらない場合もある。

臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る取組状況

令和6年12月に臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る改革案を取りまとめて以降、着実に取組を実施。

脳死下の臓器摘出にいたるプロセス



想定される課題と対応策

- 終末期対応や臓器提供に対する医療機関の経済的負担から臓器提供を医療機関が断念
 - 臓器提供施設が脳死判定や終末期対応不慣れ
 - 臓器提供施設が臓器提供に適応しないと判断
 - 家族がJOT等からの説明を希望せず
- ① 臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設が無い地域に拠点施設を設置し支援
- 複数事例対応のため、JOT等コーディネーターが家族の意向やポテンシャルドナーの急変に対応できず、あっせんに至らなかった
 - JOT等コーディネーターが医学的観点、法令・ガイドラインの観点から、臓器提供の適応なしと判断
 - 家族が臓器提供を希望せず
- ② 臓器あっせん機関を役割で分割し、その上で地域ごとに複数のドナー関連業務実施法人を設置
- ③ 家族に説明する業務を認定ドナーコーディネーターが行うことを可能とする。
- ドナー適応は確認したものの、レシピエントの理由、移植実施施設の体制により、成立せず中止
- ④ レシピエント選択基準等の精緻化
- ⑤ レシピエントの登録移植施設の複数化
- ⑥ 移植実施施設ごとの臓器移植の実施件数や待機者数等の見える化

進捗状況 (R8年4月時点)

- 令和8年度は28施設を拠点施設として認定し、連携施設を支援
- 一般社団法人中部日本臓器提供支援協会をドナー関連業務実施法人として許可(R8.1.30)
- 認定ドナーコーディネーターの法的整理を行った。
- status1aを令和8年3月から開始
- 令和7年3月より開始
- 令和7年10月に公開した。

(※)令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究:横堀将司(日本医科大学)」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

臓器移植対策事業費補助金

令和8年度予算額：1,053百万円（令和7年度予算：939百万円）

- 適正かつ安定的に臓器のあっせんが行われるよう、臓器あっせん機関に所属するコーディネーターの人件費等については、「臓器移植対策事業費補助金」(※1)により国庫補助を実施している。
- 令和8年度予算では、ドナー関連業務実施法人におけるコーディネーターの人件費等に加えて、当該法人が臓器あっせんを行うにあたって必要なJOTのシステム整備費(※2)等を計上している。
- 当該補助金の事業費メニューは以下の通りであり、各臓器あっせん機関へは、令和8年度予算額を上限とした上で、厚生労働大臣が必要と認められた額を交付する。

事業費メニュー(※1)	実施主体	対象経費等
1. あっせん業務関係事業費	JOT	所属するコーディネーター等の人件費、レシピエント選定・あっせん事例の進捗管理等に係るシステム整備費(※2)や移植検査業務に必要な人件費・備品費等
	ドナー関連業務実施法人	所属するコーディネーター等の人件費や対応したあっせん事例を管理するためのシステム整備等に必要な経費(対象経費例：コーディネーター等の賃金、システム整備に必要な役務費等)
2. あっせん事業体制整備費	JOT	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催、臓器あっせん機関(ドナー関連業務実施法人含む)に所属するコーディネーターの研修やドナー家族への心理的ケア等に必要な経費
	ドナー関連業務実施法人	各地域の都道府県臓器移植コーディネーターや臓器提供施設と連携して実施する研修会の開催やドナー家族への心理的ケア等に必要な経費(対象経費例：研修会の開催等に係る諸謝金・消耗品費・委託費、ドナー家族への支援を実施する職員の賃金等)
3. 普及啓発事業費	JOT	国民への臓器移植に関する普及啓発活動等に係る経費
4. 運営管理費等経費	JOT	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要な経費
	ドナー関連業務実施法人	臓器移植に関する各種委員会を開催するために必要な経費やあっせんに係る事務処理等を行う職員の人件費(例：臓器移植に関する委員会の開催に必要な諸謝金や会議費、事務職員の賃金等)
5. 初度設備費	ドナー関連業務実施法人	ドナー関連業務実施法人を新設する際に必要な設備等を整備するための経費(対象経費例：什器や備品の購入に係る費用、消耗品の購入に係る費用等)

(※1) 臓器移植対策事業費補助金(令和8年度予算額：1,053百万円、令和7年度予算額：939百万円)

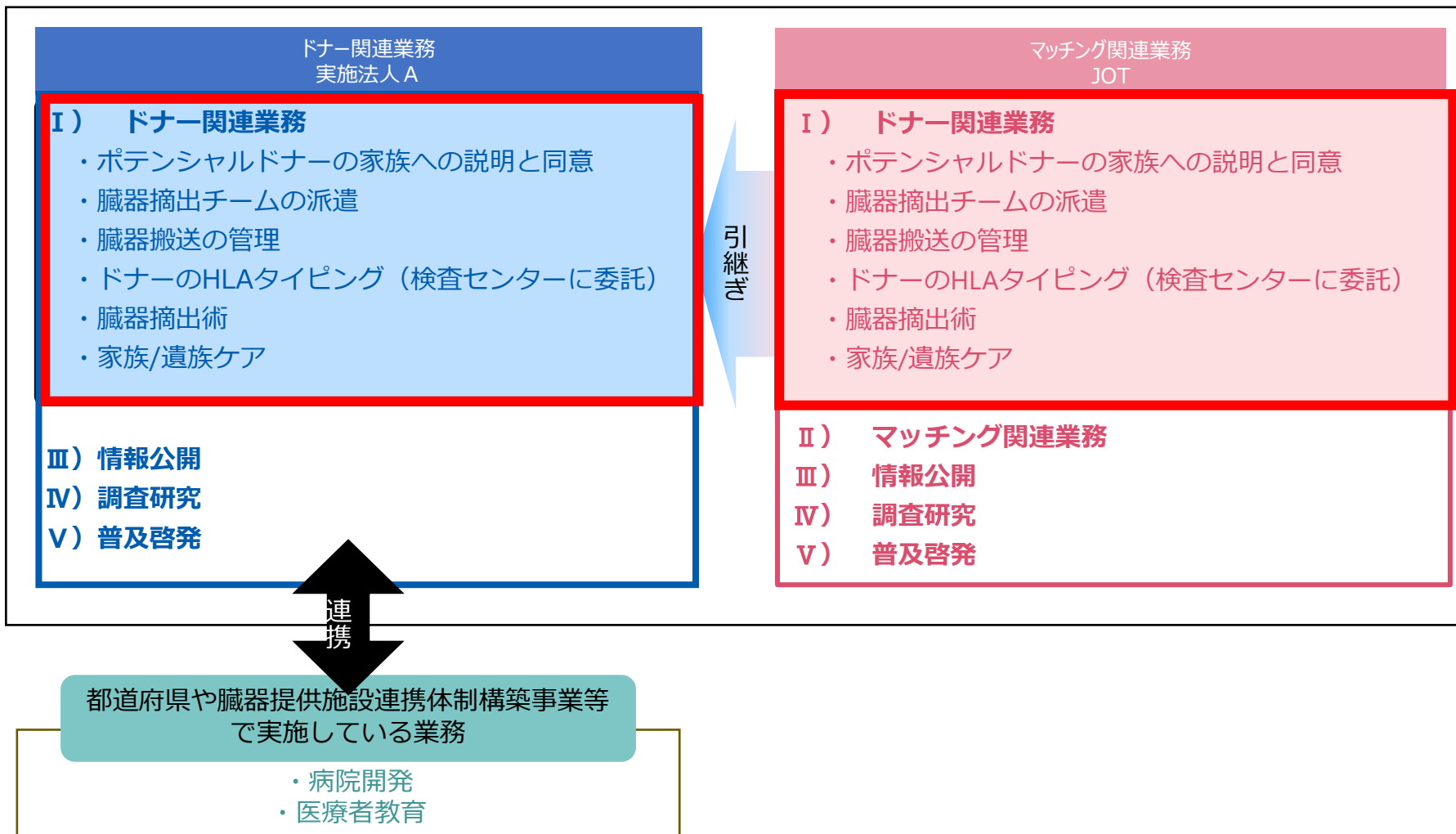
補助先：臓器あっせん機関(JOT及びドナー関連業務実施法人)、補助率：事業費メニューのうち「3. 普及啓発事業費」及び「4. 運営管理費等経費」は1/2補助、それ以外は10/10補助

(※2) ドナー関連業務に係るシステムの整備等

システム予算については、毎年度JOTの基幹システムの改修経費を計上している。令和8年度以降、ドナー関連業務実施法人があっせん業務を行うにあたって、JOTのシステムを利用する予定としている。当該法人がJOTのシステムを利用するにあたり、利用権限や閲覧範囲を見直すことなど、JOTのシステムの整備が必要になるが、令和8年度当初予算額に加えて、令和7年度補正予算において改修に必要な経費として1.5億円を計上している。

(参考①) 臓器あっせん機関の複数化の考え方

- 現在のあっせん機関の業務のうち、ドナー関連業務を実施する法人を地域に複数設置し、臓器提供施設と連携することで、JOTへの業務集中を軽減し、ポテンシャルドナーの家族への説明や、臓器提供を同意する場合の同意書の取得を効率的に進める。
- また、臓器提供者数が増加しても確実にマッチングや移植実績等の情報公開を実施すべく、臓器摘出に係る業務も、順次、ドナー関連業務実施法人に移行する。また第三者機関が、JOTおよびドナー関連業務実施法人の業務実施状況等を検証する。



(参考②) ドナー関連業務実施法人の新設に関して

- 「一般社団法人中部日本臓器提供支援協会(CODA)」より、令和7年12月24日付で、ドナー関連業務実施法人としては初めてとなる臓器あっせん業の許可申請があった。
- 臓器移植分野や法律・会計等の専門家により構成される「臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議」に諮り、概ね許可に係る基準を満たしていると判断されるとの意見であったことを踏まえ、令和8年1月30日付で臓器移植法第12条第1項に基づき、臓器あっせん業の許可を行った。(眼球以外の臓器あっせん業の許可は日本臓器移植ネットワークに続き2例目。)

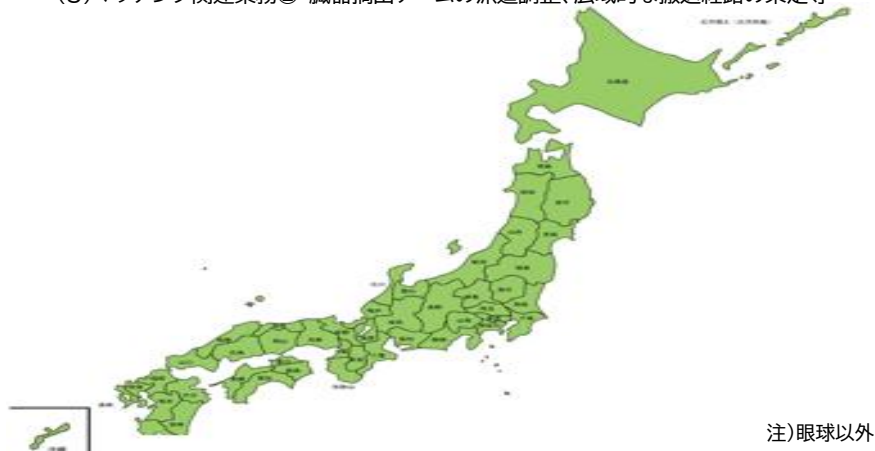
法人名	一般社団法人中部日本臓器提供支援協会 (Chubu Organ Donation Agency)
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98
あっせんを担当する地域	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、富山県、石川県
あっせんを行う臓器	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸
業務内容	臓器のあっせんのうち、ドナー候補者の家族への臓器提供に係る同意取得等のドナー関連業務
理事長	加藤庸子(藤田医科大学ばんだね病院 統括副院長)

現在

➤ JOTが全ての地域における臓器^{注)}あっせん業務[※]の全てを担当

※臓器あっせん業務の種類((1)を実施する法人:ドナー関連業務実施法人、(2)及び(3)を実施する法人:マッチング関連業務実施法人)

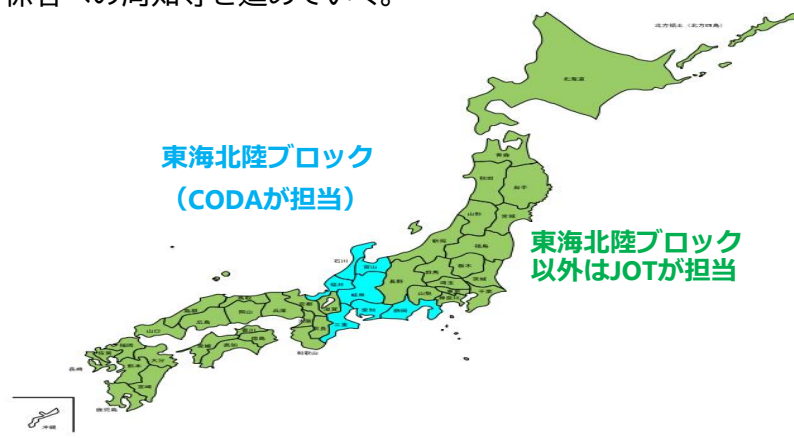
- (1)ドナー関連業務:家族への同意取得、臓器摘出チームの受入調整、地域内の搬送経路の設定、遺族等の心理的ケア等
- (2)マッチング関連業務①:レシピエントの募集、移植候補者の選定、組織適合検査の実施、移植実施の打診等
- (3)マッチング関連業務②:臓器摘出チームの派遣調整、広域的な搬送経路の策定等



注)眼球以外

今後

- CODAが東海北陸ブロックにおけるドナー関連業務を担当
- 東海北陸以外の地域のドナー関連業務はJOTが担当 (研修等を行うことから、実際の業務開始は夏頃を予定)
- 全ての地域におけるマッチング関連業務は、当面の間、JOTが担当
- 引き続き、ドナー関連業務実施法人の各地域への設置に向けて、関係者への周知等を進めていく。



東海北陸ブロック
(CODAが担当)

東海北陸ブロック
以外はJOTが担当

臓器提供施設連携体制構築事業

令和8年度予算額 277百万円（令和7年度：272百万円）

- 令和元年度より、臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）が、連携施設に対して平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援する「臓器提供施設連携体制構築事業」を実施している。
- 令和8年度においては、一定の臓器提供実績を有し、主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームを設置しているなど、更なる取組を行っている拠点施設について、「移植医療支援室を有する拠点施設」として認定した上で、国庫補助額を上乗せして交付している。

事業内容

（※）赤字は「移植医療支援室」を有する拠点施設が追加で実施する事業や要件

拠点施設

〈要件〉

- ✓脳死判定が可能な医師が常勤
- ✓脳波測定が可能な検査技師が常勤
- ✓一定の臓器提供実績があること
- ✓院内C Oを中心とした臓器提供対応チームの設置
- ✓本事業に不参加の施設に対して参加を促すなど、地域調整を行う職員の設定



等

平時からのノウハウの共有

- ・3ヶ月に1回程度の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・研修等を通じた、関係職員の育成
- ・主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームを設置し、業務の一部を代行するような体制整備について助言
- ・病院全体の深昏睡患者を恒常的に把握
- ・問診票等により、入院患者の臓器提供に関する意思表示を把握

ドナー発生時の支援

- ・連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・拠点施設での臓器提供事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施

連携施設

- ✓拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓拠点施設に対して、体制整備状況等を報告



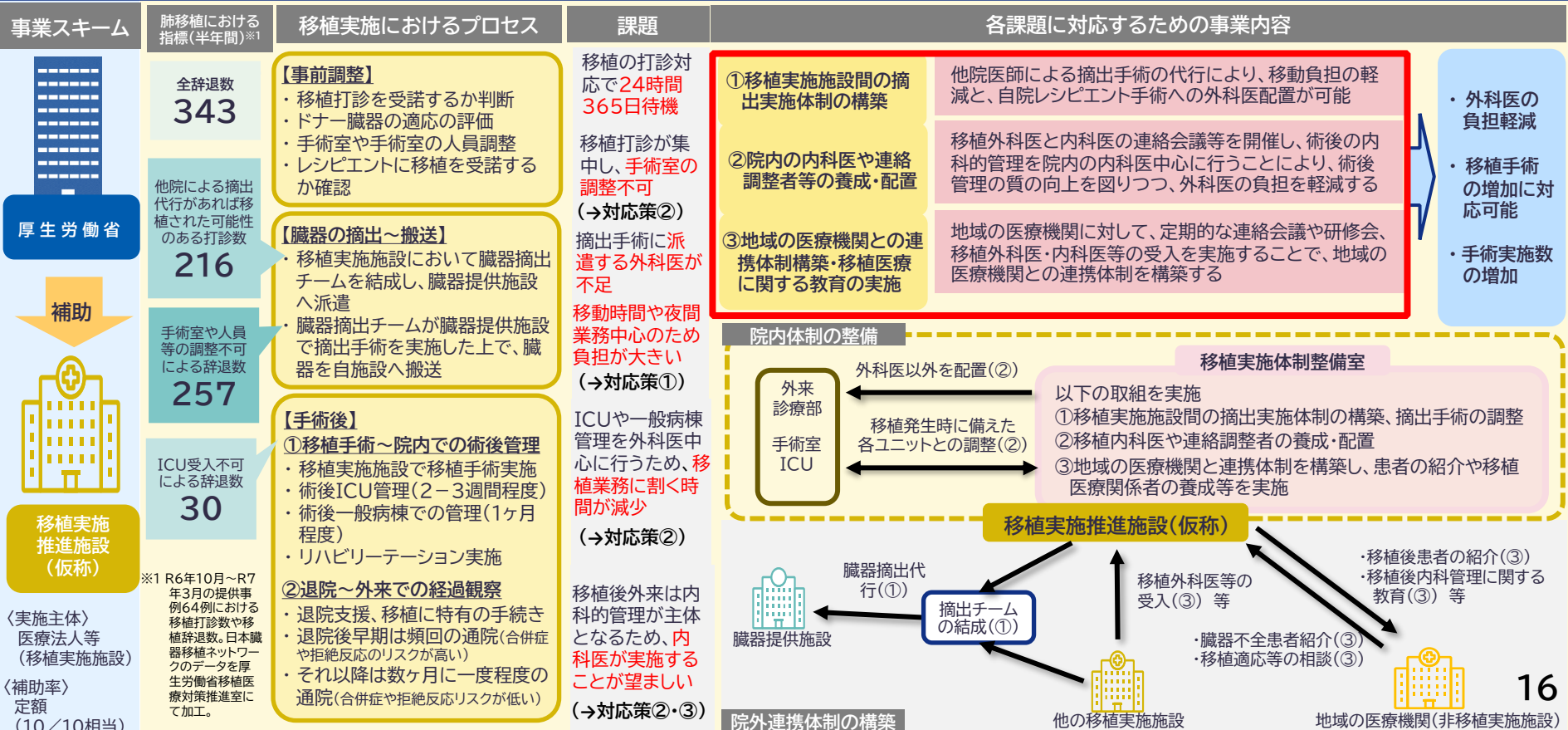
拠点施設一覧(※1)

ブロック	拠点施設名 (連携施設数)	ブロッ ク	拠点施設名 (連携施設数)	
北海道	北海道大学病院(8)	東海北 陸	浜松医科大学附属病院(18)	
	八戸市立市民病院(4)		名古屋掖済会病院(9)	
東北	東北大学病院(7)		大同病院(2)	
	福島県立医科大学附属病院(11)		藤田医科大学病院(9)	
	信州大学医学部附属病院(6)		あいち小児保健医療総合センター(7)	
関東甲信越	新潟大学医歯学総合病院(6)		近畿	京都大学附属病院(17)
	自治医科大学附属病院(6)			神戸大学医学部附属病院(13)
	東京大学医学部附属病院(11)			兵庫県立こども病院(3)
	国立成育医療研究センター(11)		中国四 国	岡山大学病院(9)
	聖マリアンナ医科大学病院(15)			広島大学病院(7)
	東京医科大学八王子医療センター(6)	九州大学病院(11)		
東海北陸	富山県立中央病院(8)	九州沖 縄	熊本赤十字病院(7)	
	金沢医科大学病院(2)		長崎大学病院(5)	
	岐阜大学医学部附属病院(6)		鹿児島大学病院(6)	

(※1)国庫補助の交付申請書を基に、厚生労働省移植医療対策推進室にて作成(令和8年4月時点)

臓器移植実施体制推進支援事業

- 一定の実績がある移植実施施設に対する支援として、臓器移植実施体制推進支援事業を実施する。(予算額:4.7億)
- 具体的には、以下の①～③の事業を実施する施設を「移植実施推進施設(仮称)」に認定し、必要な経費に対して補助を行う。
 - ①「移植実施推進施設(仮称)」が中心となり、近隣の移植実施施設と協力して臓器摘出チームを結成し、近隣の臓器提供施設でドナーが発生した際に、当該チームが臓器の摘出等を代行
 - ②自施設に所属する移植内科医等を養成し、移植外科医以外の職種が移植に係る業務を実施する体制を整備
 - ③移植患者の紹介・逆紹介数を増やしていくために、地域の医療機関に対する教育や情報提供を実施するとともに、他の移植実施施設における移植外科医や内科医等を自施設に受入、実地教育を実施
- 今後は、公募を踏まえて、「移植実施推進施設(仮称)」を認定し、事業を開始する予定。
- なお、多数・多臓器の移植実施施設への支援に係る要件については、本事業の実施状況等も踏まえて検討していく。



Ⅲ. 論点、見直しの方向性



論点と見直しの方向性①

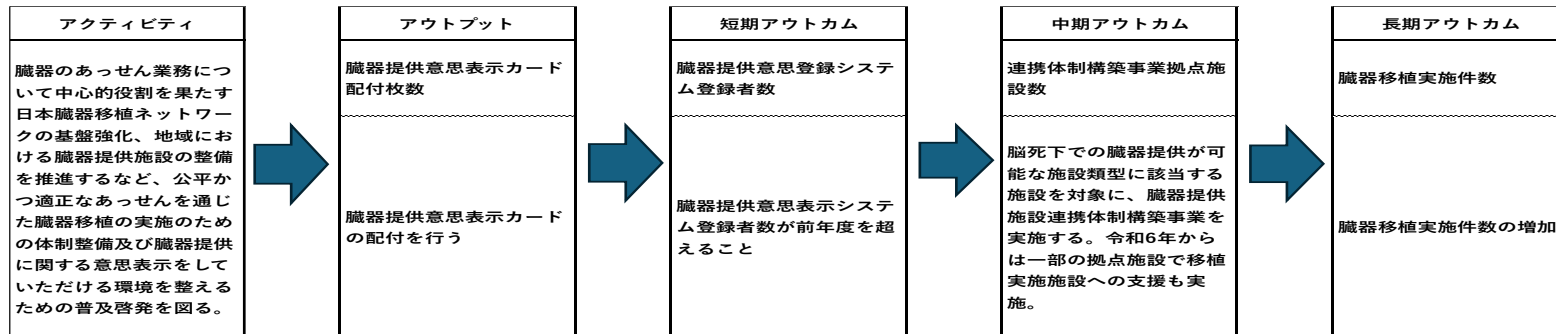
現状

- 本事業では、
 - ・国民1人1人が臓器移植について正しくご理解いただき、家族と話しあった上で、臓器提供に関する意思を表示していただけるようにするための普及啓発活動
 - ・善意の意思で提供いただいた臓器が確実に移植に結びつくよう、令和6年12月の厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会での取りまとめ等を踏まえて、臓器提供施設、臓器あっせん機関及び移植実施施設の体制強化に係る取組みを行っているところである。
- 特に、臓器あっせん機関に関しては、これまで眼球を除く全国の臓器あっせん業務を担ってきた日本臓器移植ネットワークから、各地域に新しく設置する臓器あっせん機関(ドナー関連業務実施法人)へ、一部業務を移行する取組みを進めているところである。
- さらに、臓器移植委員会において、移植実施施設への更なる支援策についても議論いただいているところである。

論点

- これらのことから、事業見直しに係る論点として以下が挙げられる。
 - ① 本事業の短期アウトカムは「臓器提供意思登録システム登録者数」、中間アウトカムは「連携体制構築事業拠点施設数」となっているが、事業全体の効果を適切に測定し、長期アウトカムである「臓器移植実施件数」に繋がるものとなっているのか検討する必要があるのではないか。
 - ② 日本臓器移植ネットワークの一部業務を地域ごとに設置されるドナー関連業務実施法人が担う体制に移行していくなど、新たな取組みを進めていくにあたっての事業効果を測定することができるよう、新たなアウトカムの設定を検討する必要があるのではないか。

【現在の指標】



見直しの方向性

【論点①に関して】

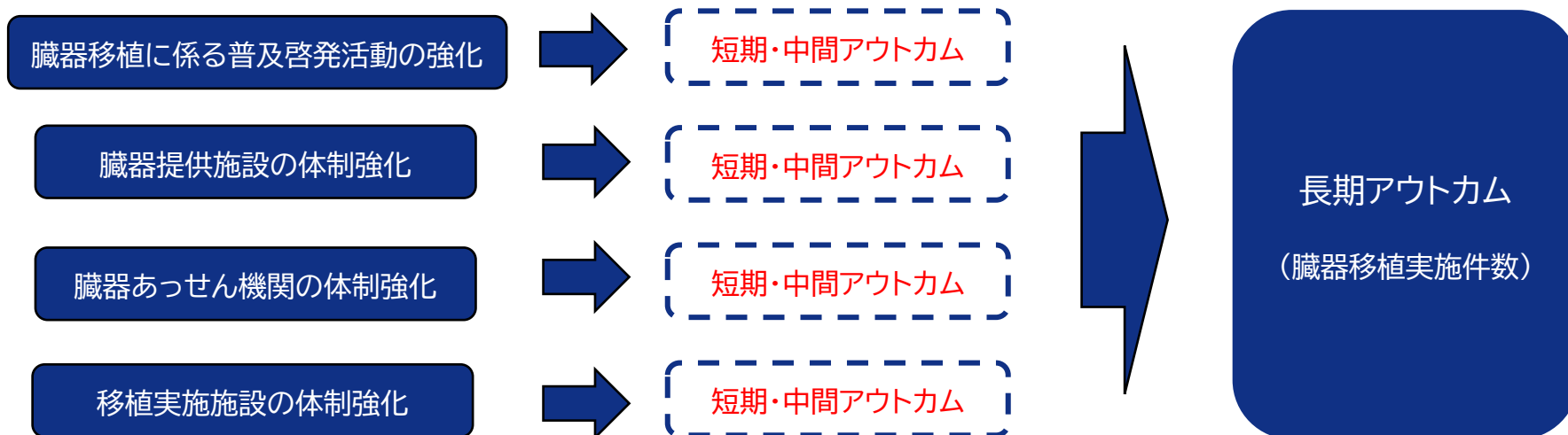
- 本事業では、普及啓発に係る取組み及び各機関(臓器提供施設・臓器あっせん機関・移植実施施設)の体制強化に係る取組みを行っていることから、それぞれの指標を設定した上で、長期アウトカムにつながる、適切な短期・中期アウトカムの設定を検討していく。

【論点②に関して】

- 臓器あっせん体制が大きく変わることを踏まえて、ドナー関連業務実施法人設立に伴う効果を測定するための指標を設定していくこととする。(例:ドナー関連業務実施法人が担当する都道府県の数や当該法人が実施したあっせん件数等)

【新たな指標設定のイメージ】

- 上記を踏まえて、新たな指標としては以下のような形で設定していく。

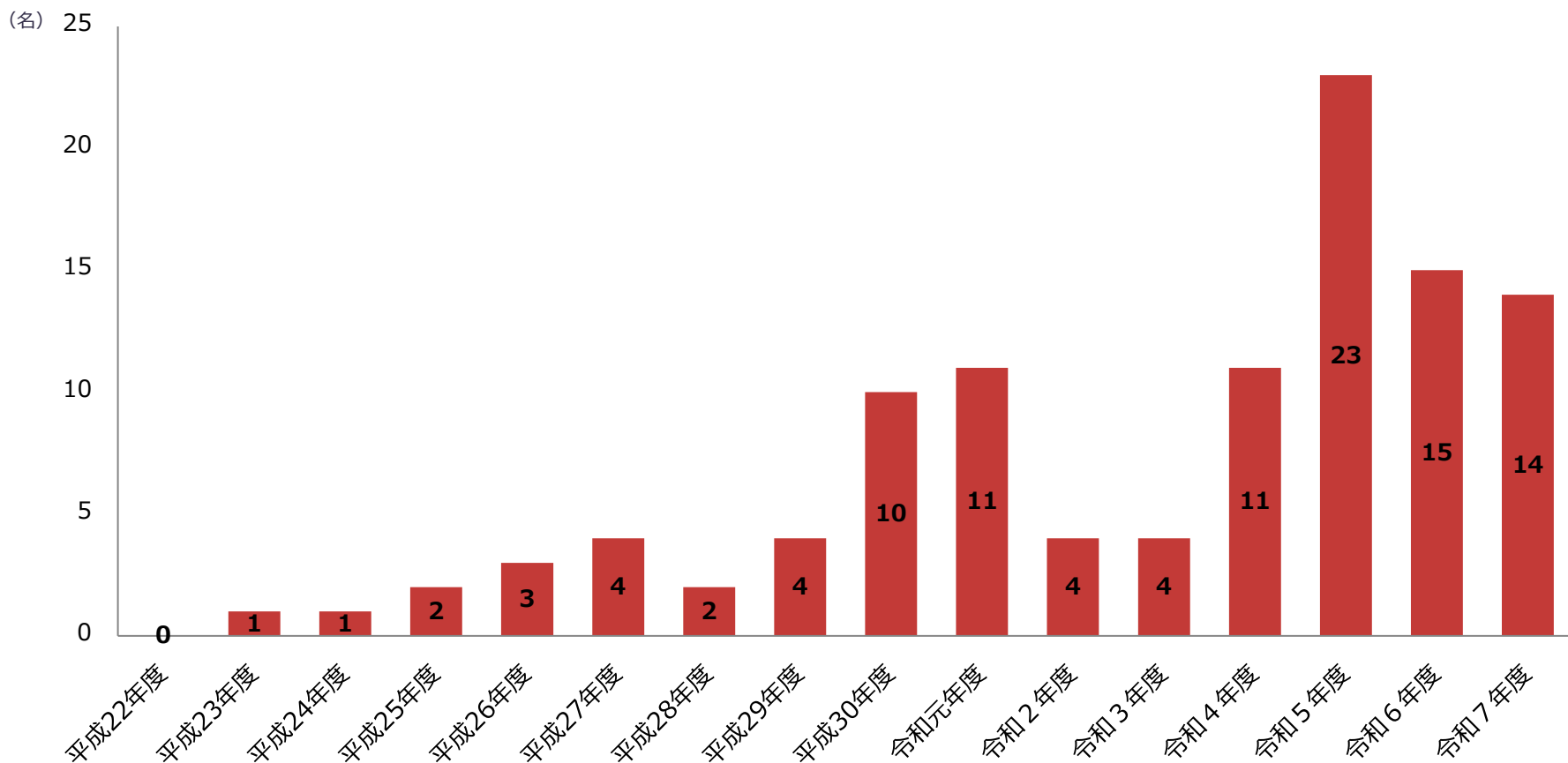


IV. 参考資料

15歳未満の脳死下での臓器提供者数

臓器移植法改正により15歳未満の脳死下での臓器提供が可能となった平成22年度以降、令和6年度までで累計95例であった。令和6年度は15例であった。

15歳未満の臓器提供者数の推移

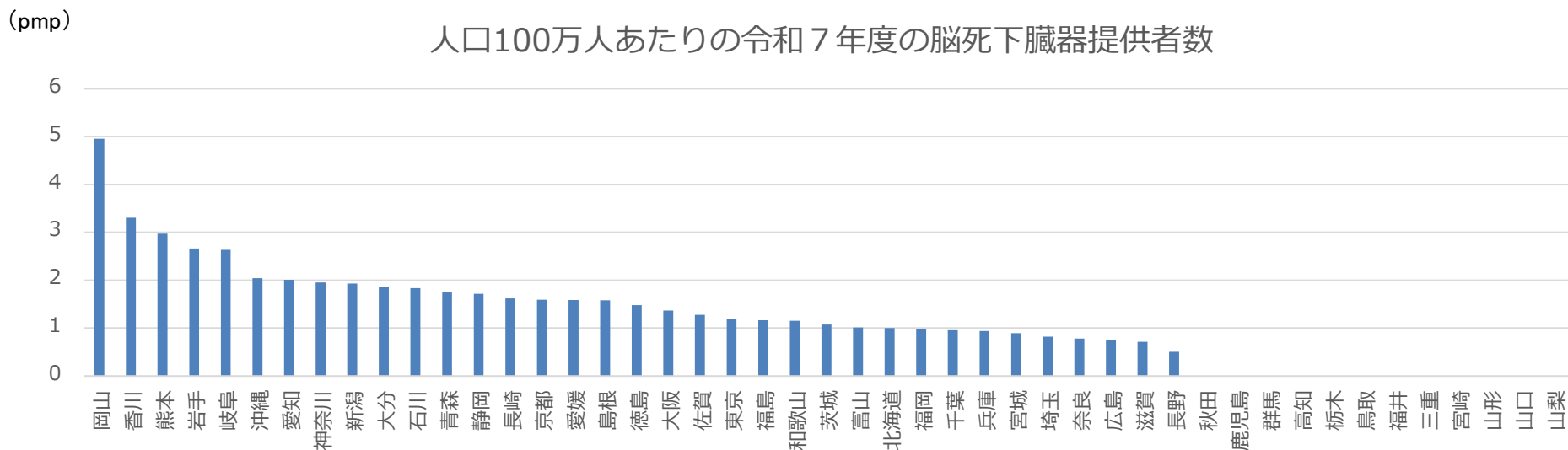


(臓器の摘出に至らなかった者を含む)

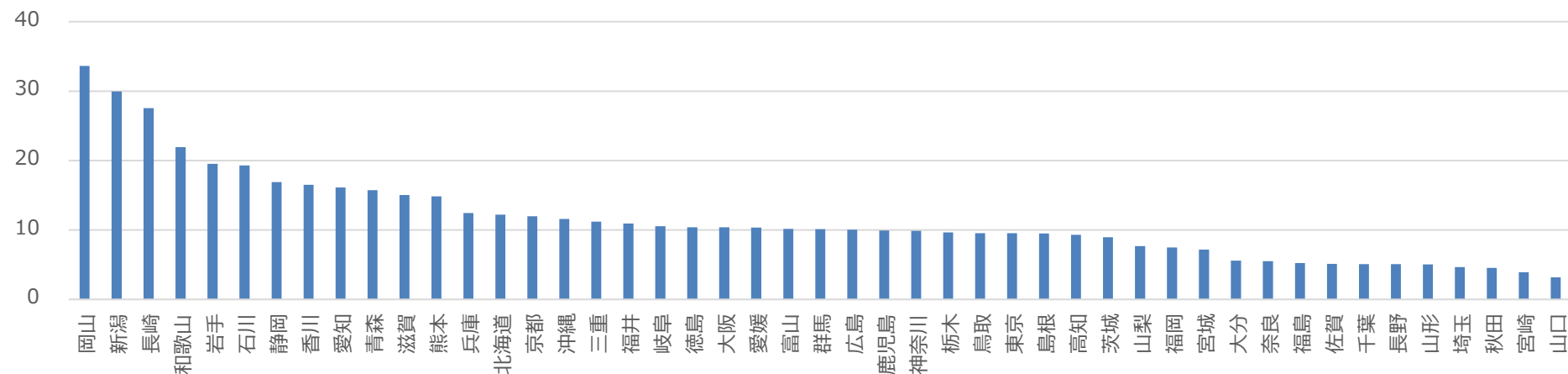
(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

各都道府県ごとの臓器提供の状況

- 各都道府県の脳死下臓器提供数について、都道府県間の格差がみられる。



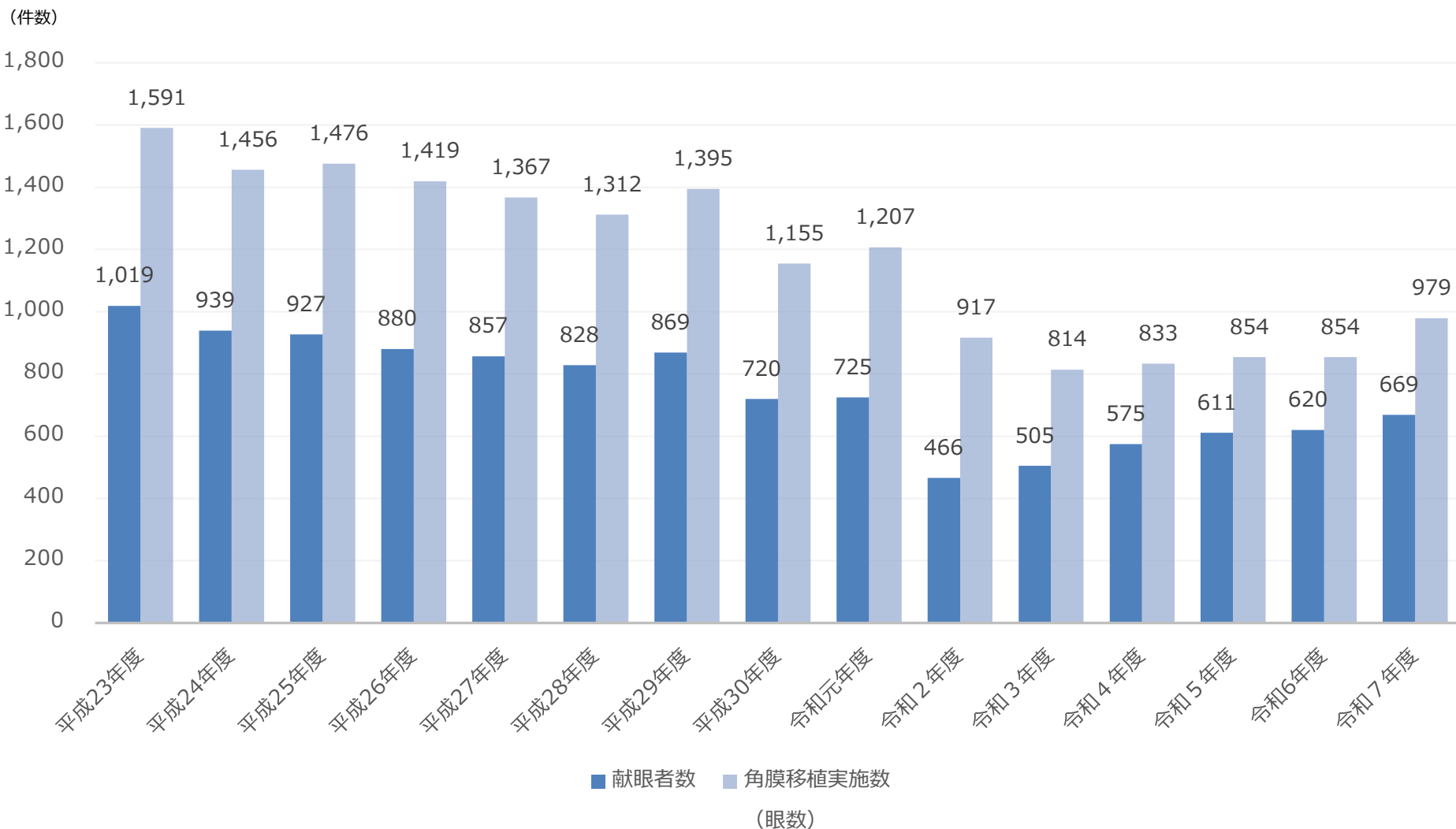
(pmp) 人口100万人あたりの脳死下臓器提供者数（平成10年以降の総数）令和7年度末時点



※（公社）日本臓器移植ネットワークより提供された情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工、人口は令和7年10月時点

眼球提供・角膜移植の状況の推移

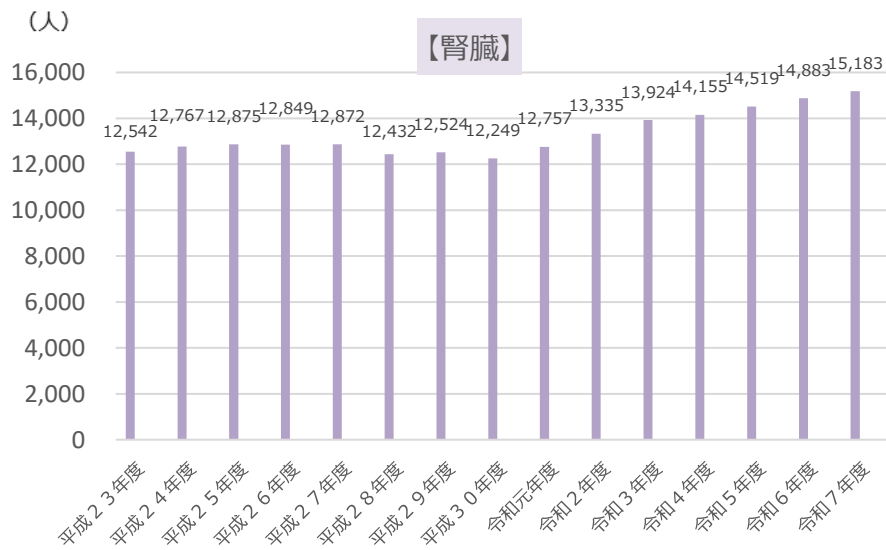
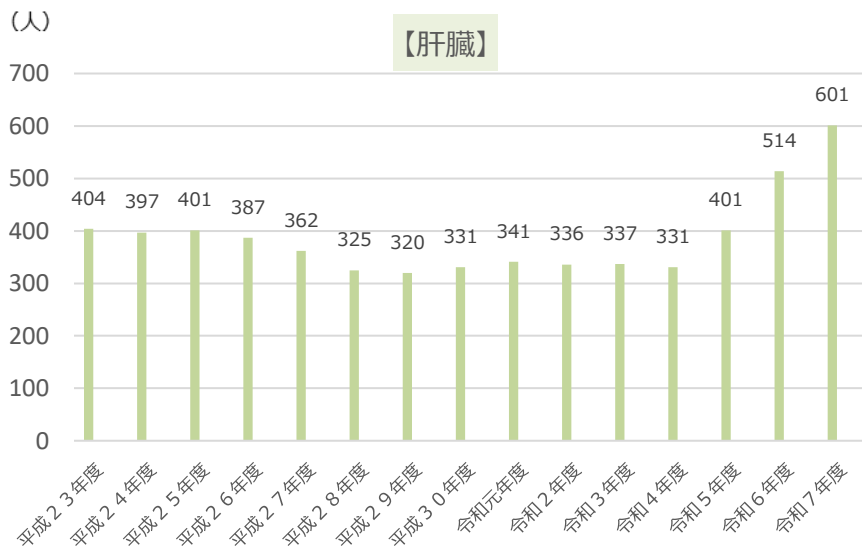
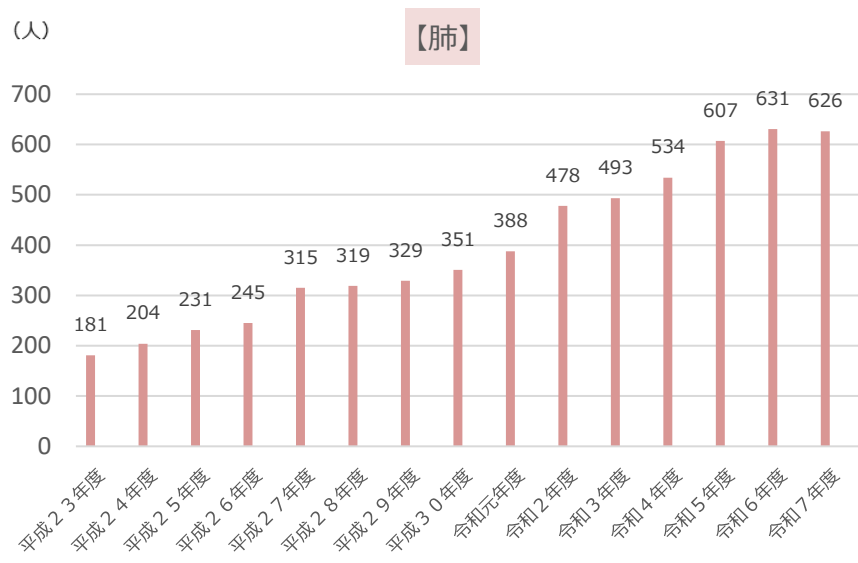
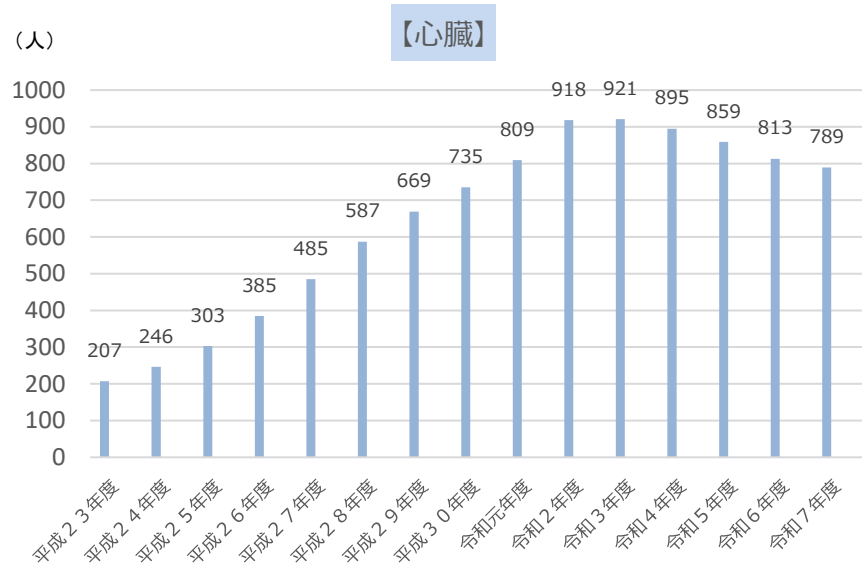
新型コロナウイルス感染拡大以後、献眼者数、角膜移植実施数は徐々に増加傾向にある。



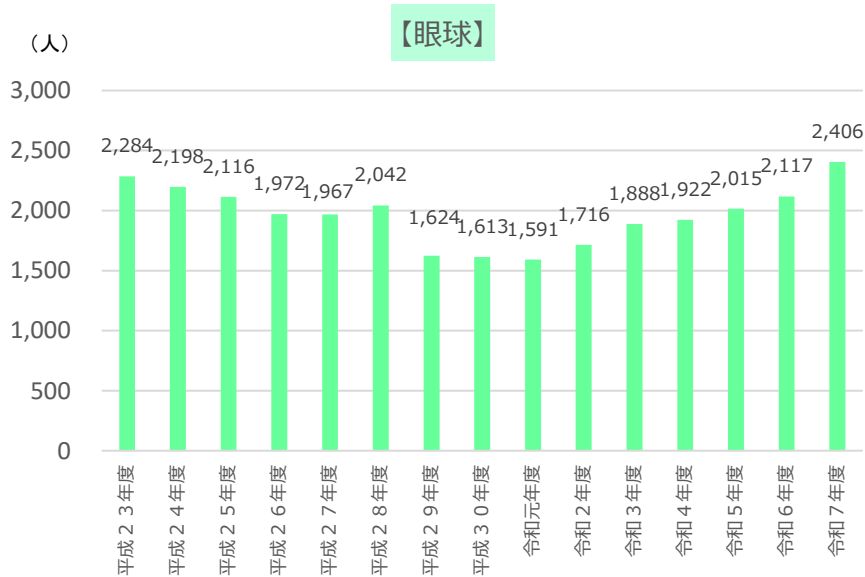
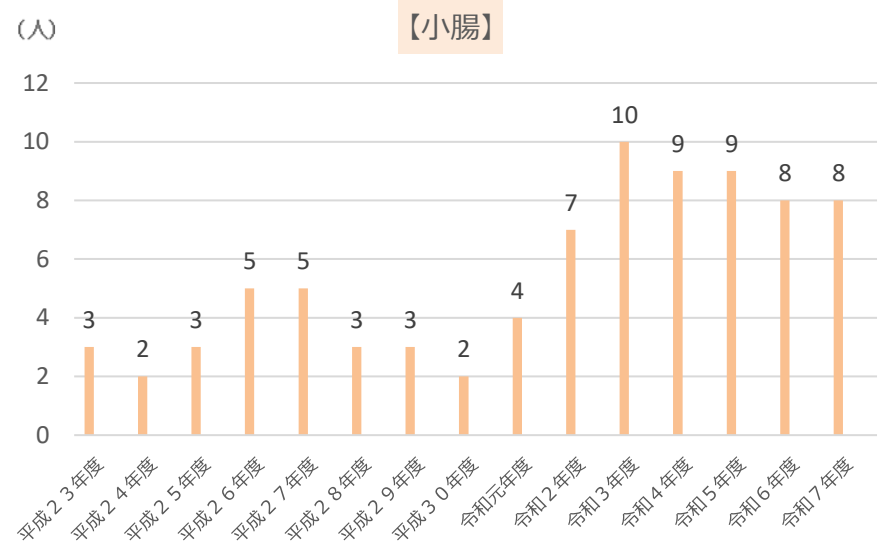
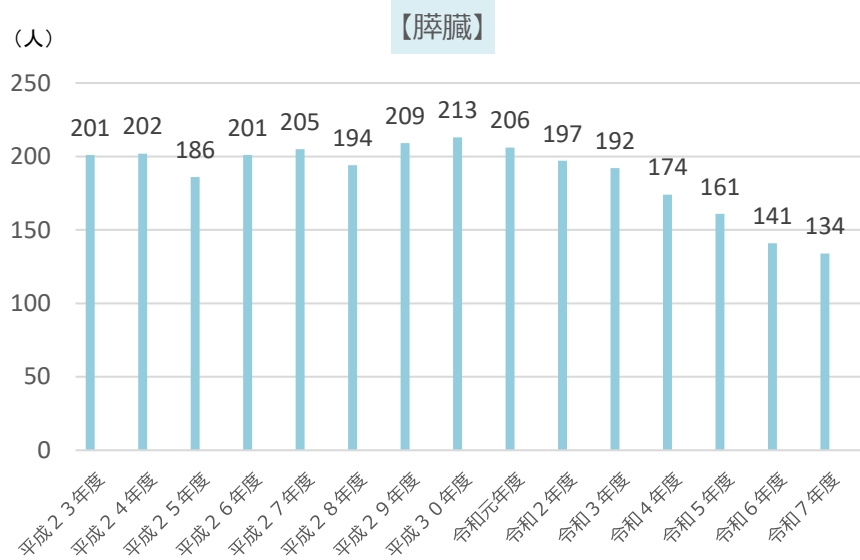
(資料) (公財) 日本アイバンク協会が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

移植希望登録者数－心臓・肺・肝臓・腎臓－

移植希望登録者数については増加傾向の臓器もあり、十分な臓器の確保ができていないことから、臓器移植数を増加させていく必要がある。



移植希望登録者数－臍臓・小腸・眼球－



(資料)

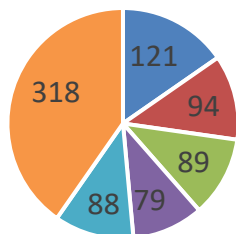
眼球以外は(公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

眼球は(公財)日本アイバンク協会が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

移植待機期間－心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓－

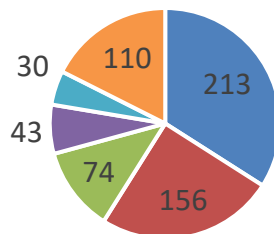
● 令和8年3月末の心臓(789名)・肺(626名)・肝臓(601名)・腎臓(15183名)・膵臓(134名)の移植待機患者に関して、待機年数の内訳は以下の通り。

【心臓】



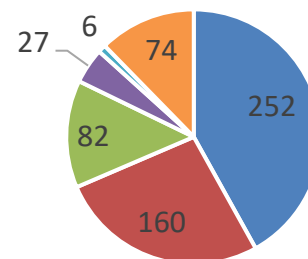
- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上5年未満
- 5年以上

【肺】



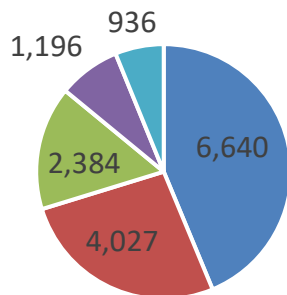
- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上5年未満
- 5年以上

【肝臓】



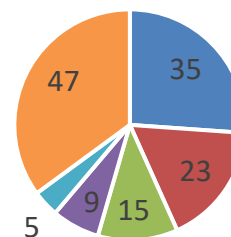
- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上5年未満
- 5年以上

【腎臓】



- 5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上15年未満
- 15年以上20年未満
- 20年以上

【膵臓】

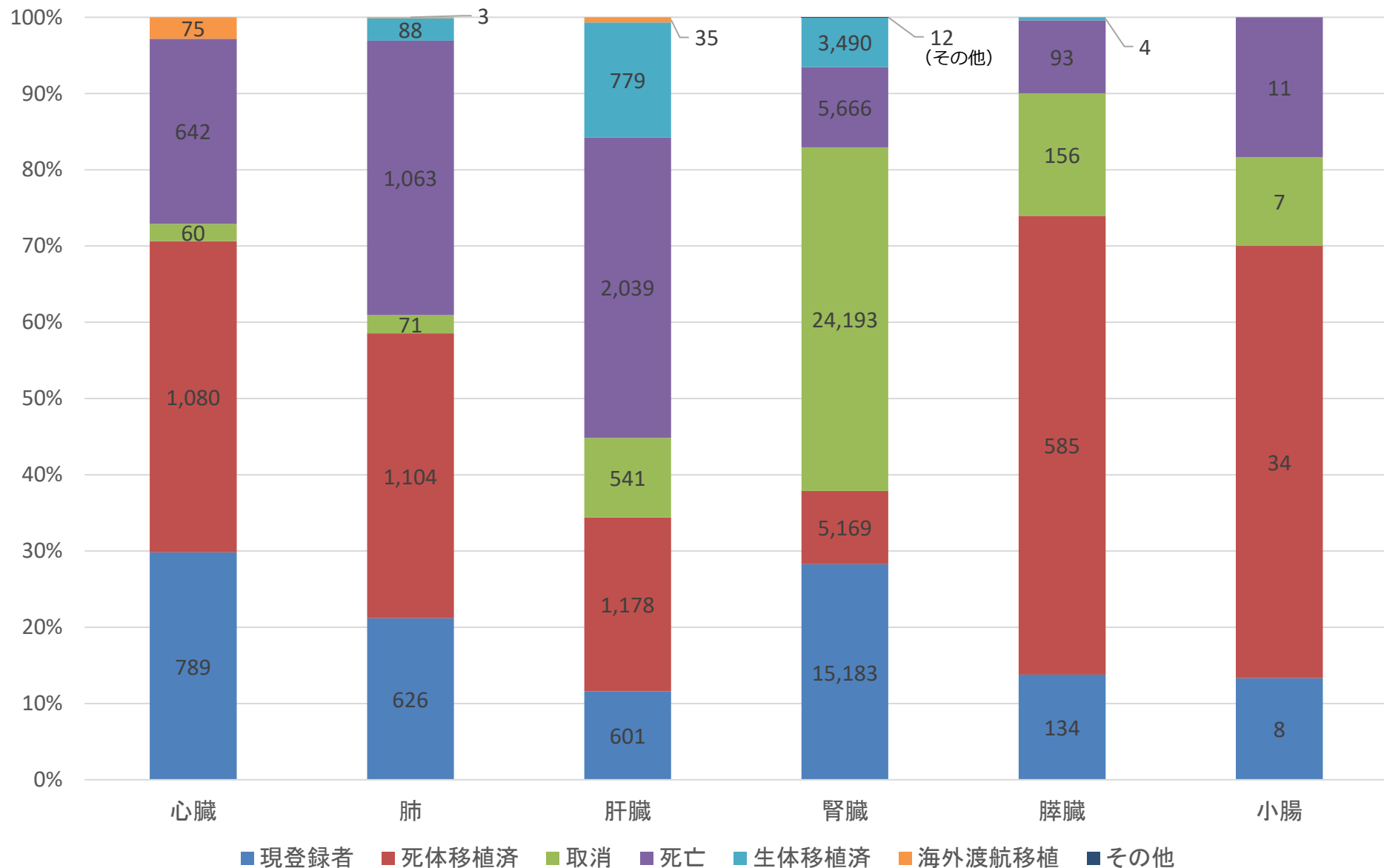


- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上5年未満
- 5年以上

(資料) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークがホームページにおいて掲載しているデータを厚生労働省移植医療対策推進室にて加工

これまでに移植希望登録患者の状況－心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓－

● 令和8年3月末時点において、これまで公益社団法人日本臓器移植ネットワークに登録された心臓(2,646名)・肺(2,955名)・肝臓(5,173名)・腎臓(53,713名)・膵臓(972名)・小腸(60名)の移植希望患者に関して、待機中の死亡率や臓器を移植済の患者割合等は以下の通り。



(資料) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークがホームページにおいて掲載しているデータを厚生労働省移植医療対策推進室にて加工

臓器の移植に関する法律（臓器移植法）（平成9年法律第104号）

法目的

臓器（※1）の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器移植（※2）に使用される臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資すること（第1条）。

※1 臓器：人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生労働省令で定める内臓及び眼球（第5条）

※2 臓器移植：臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行われる臓器の移植術のこと。

概要

（1）基本理念（第2条）

①臓器移植に関する意思の尊重、②臓器提供の任意性の担保、③適切な移植の原則、④機会の公平性

（2）国及び地方公共団体の責務（第3条）、医師の責務（第4条）

- ・国及び地方公共団体：国民への普及啓発の責務
- ・医師：診療上必要な注意を払うとともに、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行う責務

（3）臓器の摘出に関する事項（第6～10条）

医師は、以下に該当する場合、臓器を死体（脳死（※）した者の身体を含む。）から摘出することができる。

- ①死亡した者が生存中に臓器提供する意思を書面により表示している場合であって、遺族が反対しないとき。
- ②死亡した者が生存中に臓器提供しない意思を書面により表示していない場合であって、遺族が臓器提供に承諾しているとき。

※脳死：脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ること。

（4）臓器売買の禁止（第11条）

※違反した場合は5年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科する（第20条）

（5）臓器あっせん業の許可（第12～17条）

業として臓器を提供すること又はその提供を受けることのある者をしようとする者は、臓器ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

※令和8年1月末現在、日本臓器移植ネットワーク（JOT）・中部日本臓器提供支援協会（CODA）と複数のアイバンクが許可を受けている。

（6）移植医療に関する普及啓発（第17条の2）

国及び自治体は、国民の移植医療に対する理解を深めるため、運転免許証等を用いて臓器提供の意思表示ができること等について、普及啓発に取り組む。

施行期日等

公布：平成9年7月16日、施行：平成9年10月16日

（一部改正） 公布：平成21年7月17日、施行：平成22年1月17日（一部）、平成22年7月17日（全部）

臓器移植対策の経緯

- 臨時脳死及び臓器移植調査会(脳死臨調)が取りまとめた答申を踏まえ、平成4年1月以降、関係省庁等において臓器移植に係る法整備や政策論について議論が行われた。
- それを踏まえ、平成8年12月に「臓器の移植に関する法律案」が国会に提出され、平成9年6月に成立、同年10月に施行された。
- また、①親族に対する優先提供のほか、②本人が生存中に書面による意思表示がないときも家族・遺族の書面承諾により提供が可能であることや③家族の書面承諾により15歳未満から臓器提供が可能であることを盛り込んだ改正臓器移植法が平成21年7月に成立、平成22年7月に施行された。

昭和33年		角膜移植に関する法律 <ul style="list-style-type: none">・心停止後臓器提供が、遺族の書面承諾があるとき又は遺族がないときに可能
昭和54年		角膜及び腎臓の移植に関する法律 <ul style="list-style-type: none">・心停止後臓器提供が、遺族の書面承諾があるとき又は本人の生存中の書面承諾があり、遺族が拒否しない(遺族がない)ときに可能
平成2年		臨時脳死及び臓器移植調査会(脳死臨調)を総理府に設置 <ul style="list-style-type: none">※内閣府総理大臣の諮問機関として設置・脳死及び臓器移植に係る社会情勢の変化に鑑み、臓器移植分野における生命倫理に配慮した適正な医療の確立に資するため設置・約2年間にわたり、計33回の定例会議のほか、3回の国内視察、3回の海外調査、2回の意識調査、6回の公聴会を実施
平成4年	1月	脳死臨調が答申「脳死及び臓器移植に関する重要事項について」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出 <ul style="list-style-type: none">・「臓器移植は、法律がなければ実施できない性質のものではないが、腎臓に加えて心臓、肝臓等の移植を行っていくためには、包括的な臓器移植法(仮称)を制定することにより、臓器移植関係の法制の整備を図ることが望ましい」 <p><政府></p> <ul style="list-style-type: none">・内閣府、警察庁、法務省、文部省及び厚生省から構成される関係省庁会議課長等会議が「脳死を人の死」とした場合の法律上の影響等について議論・専門家から構成される臓器提供手続に関するWGが「脳死体からの場合の臓器摘出の承諾等に係る手続きについての指針骨子(案)」を取りまとめた <p><国会></p> <ul style="list-style-type: none">・生命倫理研究議員連盟(超党派)が、立法化に向けた問題点の整理を行い、法に関する基本的考え方や盛り込むべき事項を取りまとめ <p><学会></p> <ul style="list-style-type: none">・平成4年4月に「移植関係学会合同委員会」設置
平成8年	12月11日	第139回国会に「臓器の移植に関する法律案」を提出
平成9年	6月17日	「臓器の移植に関する法律」成立(平成9年法律第104号)
平成20年	5月2日	イスタンブール宣言(臓器売買・移植ツーリズムの禁止)
平成21年	7月13日	改正臓器移植法成立 (平成21年7月17日公布、平成22年7月17日施行(親族への優先提供に係る規定については平成22年1月17日施行))

臓器提供の意思を表示するツールについて

- 臓器提供の意思を表示するツールとしては、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「臓器提供意思表示カード」、「資格確認書」や「臓器提供意思登録システム」(JOTが運営)がある。

マイナンバーカード



(表面)

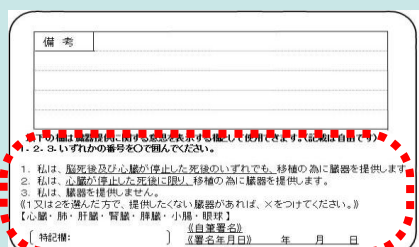


(裏面)

運転免許証



(表面)

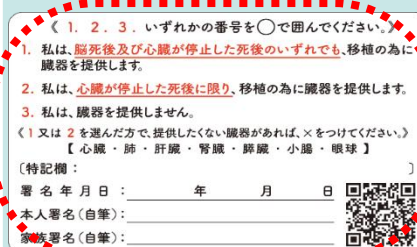


(裏面)

臓器提供意思表示カード



(表面)



(裏面)

資格確認書

(表面)

健康保険資格確認書			
本人(被保険者)		年 月 日交付	
記 号	番 号	(枝番)	
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発効年月日	割	年 月 日	
有効期限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			印

(裏面)

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
 【特記欄: _____】

署名年月日: _____ 年 月 日
 本人署名(自筆): _____
 家族署名(自筆): _____

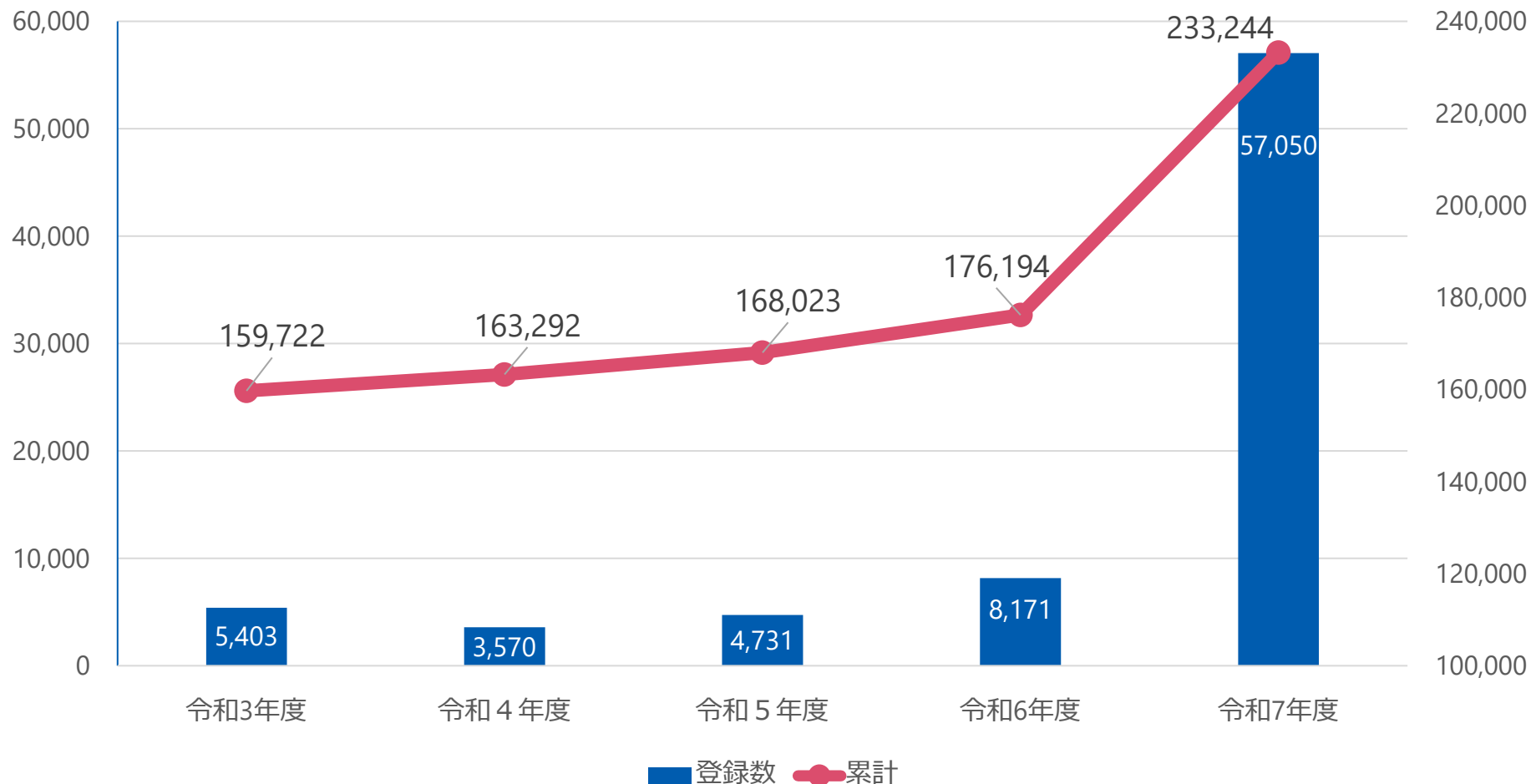
臓器提供意思登録システム(※)



(※) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークがシステム運営等を行っている。

意思登録システム登録者数の推移

意思登録システム登録者数



「移植医療に関する世論調査（令和7年7月調査）」について

1. 調査概要

- (1) 調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者（3,000人）
- (2) 回答数：1,515人（回収率50.5%）
- (3) 調査方法：郵送法（調査票を郵送し対象者が紙の調査票に自ら記載し郵送で回答）（※1）
- (4) 調査時期：令和7年7月17日～令和7年8月24日
- (5) 調査目的：移植医療に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2. 過去の調査実績（※2）

- (1) 「移植医療に関する世論調査」（平成29年8月、令和3年9月に実施）
- (2) 「臓器移植に関する世論調査」（平成10年10月、平成12年5月、平成14年7月、平成16年8月、平成18年11月、平成20年9月、平成25年8月に実施）

3. 調査項目（臓器移植に関する内容のみ抜粋）

- (1) 臓器移植・臓器提供への関心について
- (2) 臓器提供の意思表示に関する認知状況及び意思表示に対する意識について
- (3) 臓器提供に対する意識について
- (4) 臓器の移植を受ける立場になった場合の意識及びそれが臓器提供の意思表示に与える影響

【前回調査（令和3年9月実施）から追加した主な項目】

- ・臓器移植に関心を持ったきっかけに関する質問の中に、SNSに関する選択肢の追加
- ・臓器移植について知っていることに関する質問の中に、臓器提供の実施は最終的に家族などの総意で決定されることや脳死と植物状態の違いに関する選択肢の追加
- ・臓器の移植が必要な患者の立場になった場合を想定した際の意識やそれが臓器提供の意思表示に与える影響に関する質問の追加

（※1）平成29年の調査までは、調査員が対象者の自宅を直訪問し聴取を行う個別訪問面接聴取法にて実施しているが、令和3年9月以降の調査は郵送法で実施しているため、平成29年までの調査結果と単純比較は行わない。

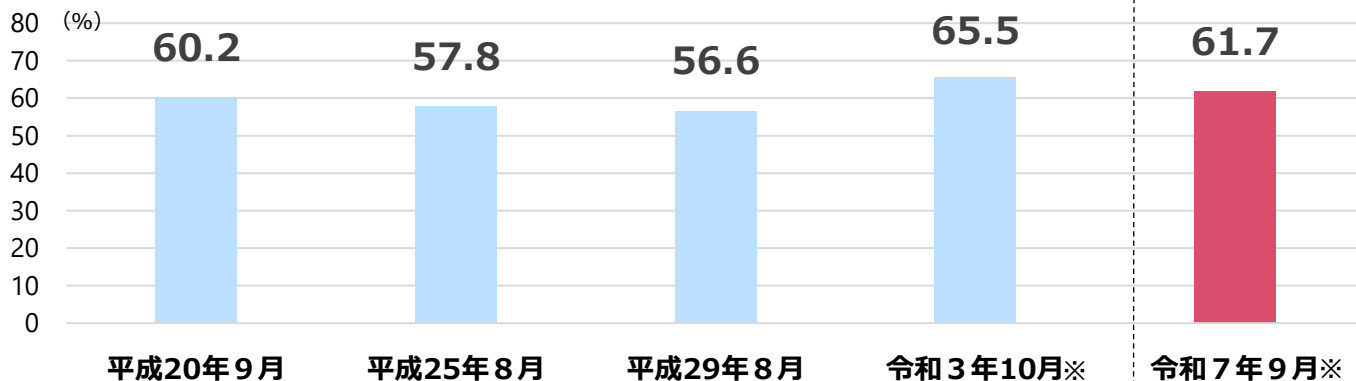
（※2）平成25年までは臓器移植に関する調査のみを実施しており、それ以降は臓器移植に加えて造血幹細胞移植に関する調査も実施。

（※3）本調査の概要は内閣府ホームページに掲載（[移植医療に関する世論調査（令和7年7月調査）](#) | [世論調査](#) | 内閣府）

臓器移植・臓器提供への関心について

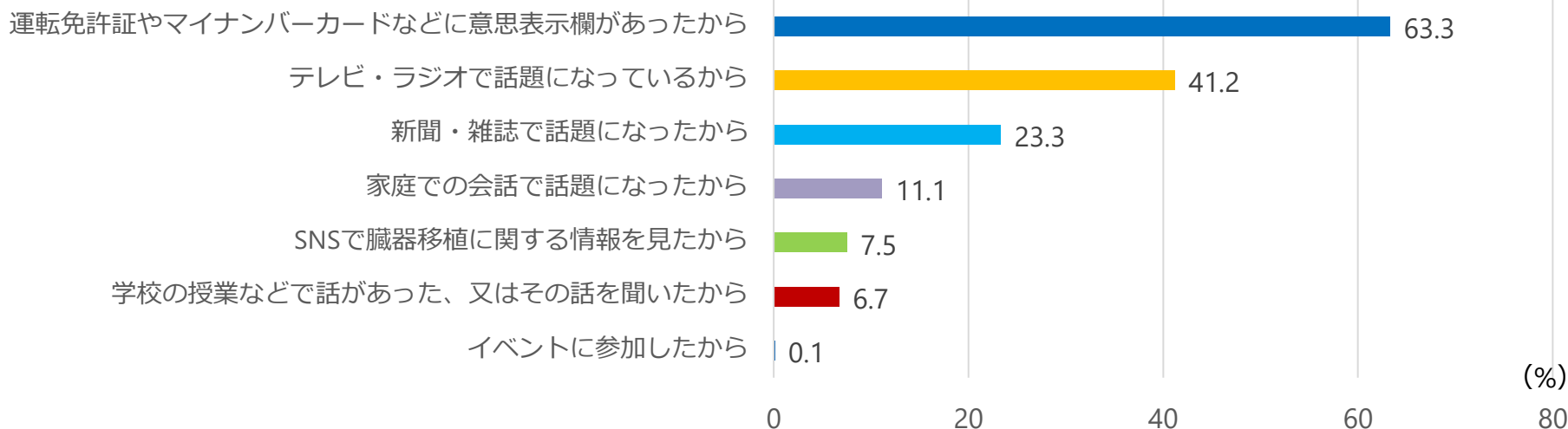
- 臓器移植に関心がある人の割合は令和3年度の調査結果と同水準であり、関心を持った理由として「運転免許証やマイナンバーカード等に意思表示欄があったから」や「テレビやラジオで話題になっているから」などが多く挙げられている。
- 臓器移植に対する国民の関心を高めるためには、様々な媒体を用いて各世代に訴えかける必要があり、引き続きマイナンバーカード等の交付の機会にリーフレットを配布する取組や、学校の授業等で活用いただけるパンフレットの配布など、効果的な普及啓発を進めていく。
- なお、イベント参加を通じた普及啓発については効果が限定的であると考えられることから、これまで厚労省やJOT等が主催となって開催していた臓器移植推進国民大会のあり方を見直すことも含めて、調査結果を踏まえた効果的な普及啓発を検討していく。

① 臓器移植に関心がある人の割合



※郵送法により実施。調査員による個別面接聴取法で実施した平成29年調査以前との単純比較は行わない。

② 臓器移植に関心を持った主な理由

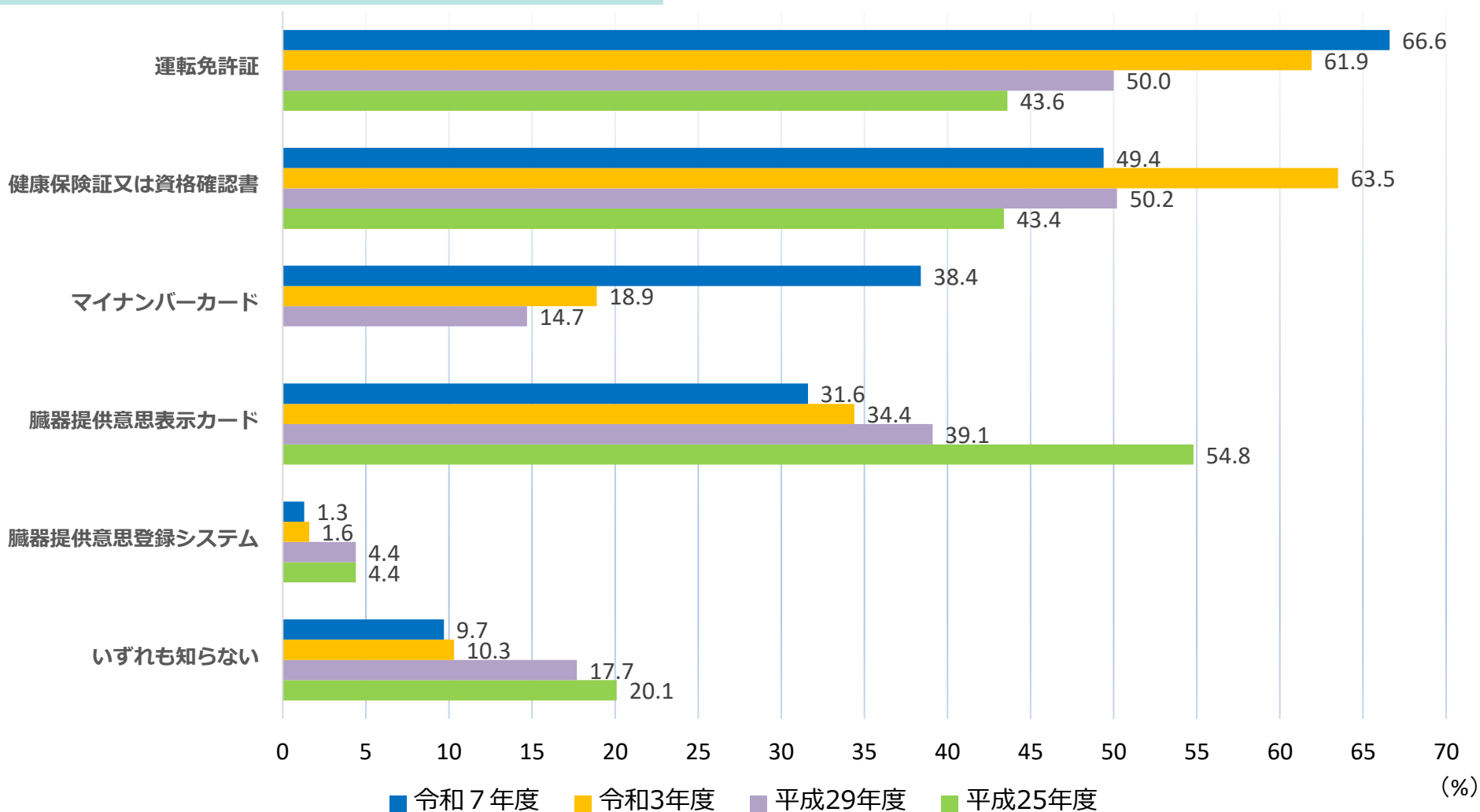


(出典) 内閣府実施の「臓器移植に関する世論調査」または「移植医療に関する世論調査」

臓器提供の意思表示に関する認知状況及び意思表示に対する意識について①

- 臓器提供に関する意思表示方法の認知度に関して、令和7年度の調査結果では、運転免許証が最も高く、次いで健康保険証又は資格確認書、マイナンバーカードとなっている。
- マイナ保険証やマイナ免許証の普及が進んでいることも踏まえ、今後はマイナンバーカードも含めた意思表示ツールの更なる周知とともに、臓器提供に関する意思表示をしていただけるような普及啓発に係る取組みを進めていく。

① 臓器提供の意思表示方法を認知している人の割合（※）



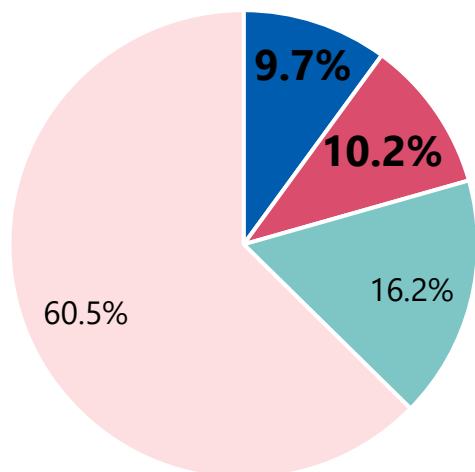
（※）令和3年及び令和7年は郵送法により実施。調査員による個別面接聴取法で実施した平成29年調査以前との単純比較は行わない。

（出典）内閣府実施の「臓器移植に関する世論調査」または「移植医療に関する世論調査」

臓器提供の意思表示に関する認知状況及び意思表示に対する意識について②

- 臓器提供に関する意思表示をしていると回答した者の割合は、約2割となった。
- 臓器提供の意思表示をしていない理由として、令和3年度の調査と同様に、臓器提供に不安感・抵抗感があると回答した者の割合が高いことから、引き続き臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、臓器提供に対する不安感や抵抗感の払拭していくなど、臓器提供の意思表示を促すための普及啓発を進めていくことが重要である。

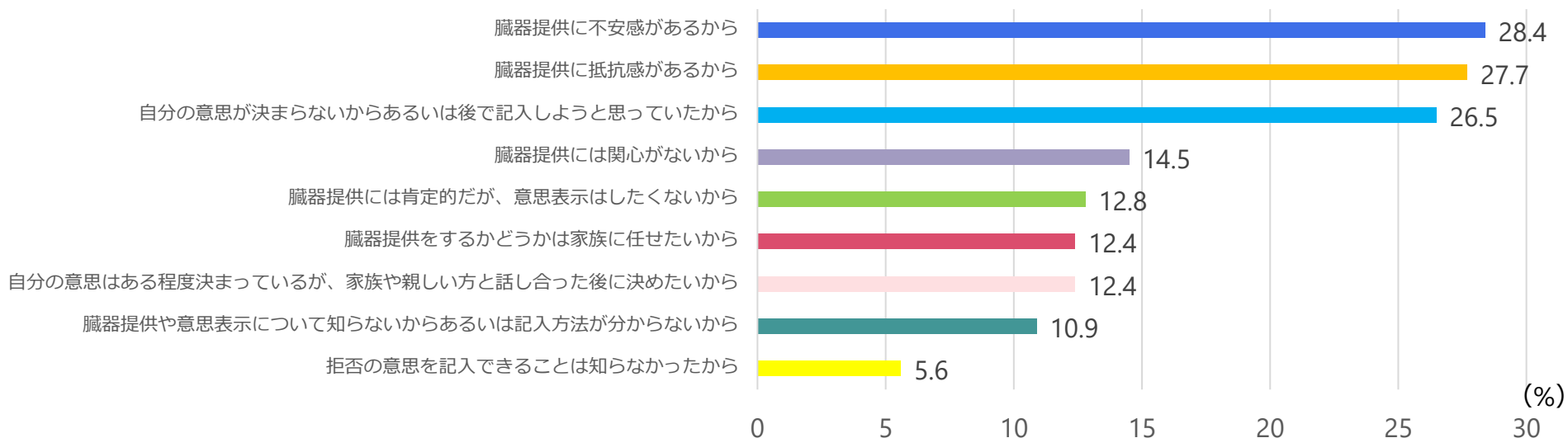
② 臓器提供に関する意思表示をしている方の割合



- 臓器提供に関する意思表示をしていて、家族や親しい方と話したことがある
- 臓器提供に関する意思表示をしていて、家族や親しい方と話したことはない
- 臓器提供に関する意思表示はしていないが、家族や親しい方と話したことがある
- 臓器提供に関する意思表示はしておらず、家族や親しい方とも話したことがない

**臓器提供に関する意思表示
をしている方の割合：19.9%**

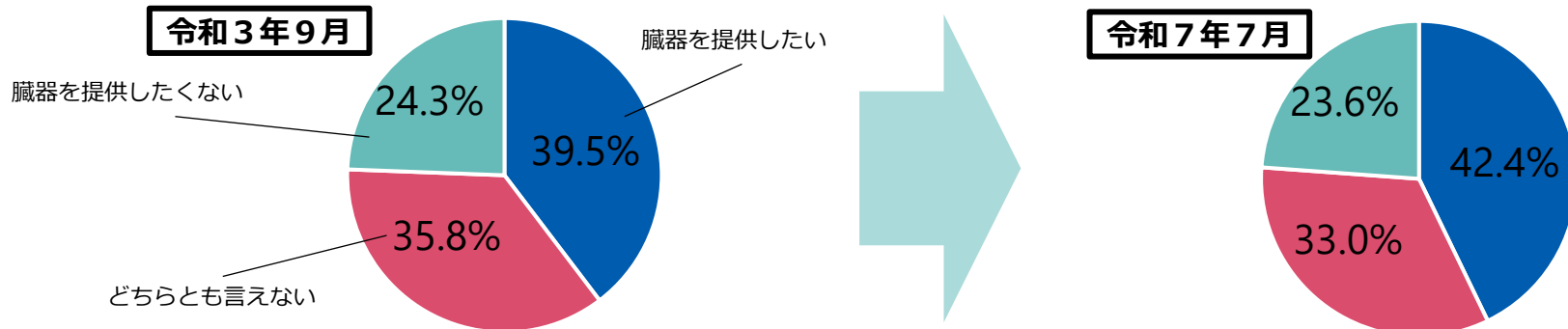
③ 臓器提供の意思表示をしていない理由



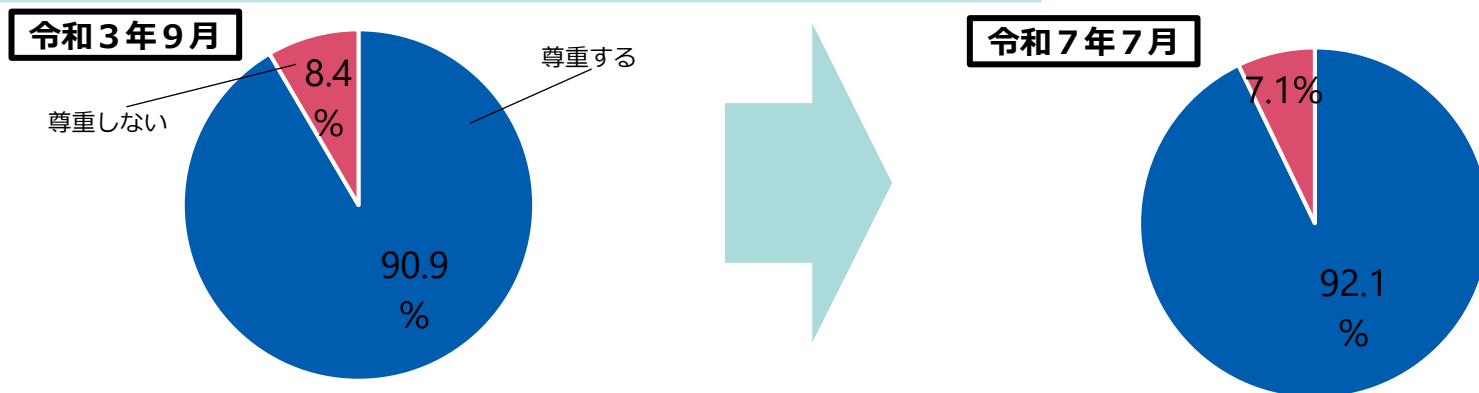
臓器提供に対する意識について

- 脳死下・心停止後における臓器提供の意思、家族が臓器提供の意思表示をしていた場合の対応、家族が臓器提供の意思表示をしていなかった場合の負担感について調査をしたが、令和3年度の調査結果から大きな変化はなかった。
- 引き続き、臓器提供の意思について家族と話し合った上で、意思表示をしていただくような普及啓発を進めていくことが重要である。

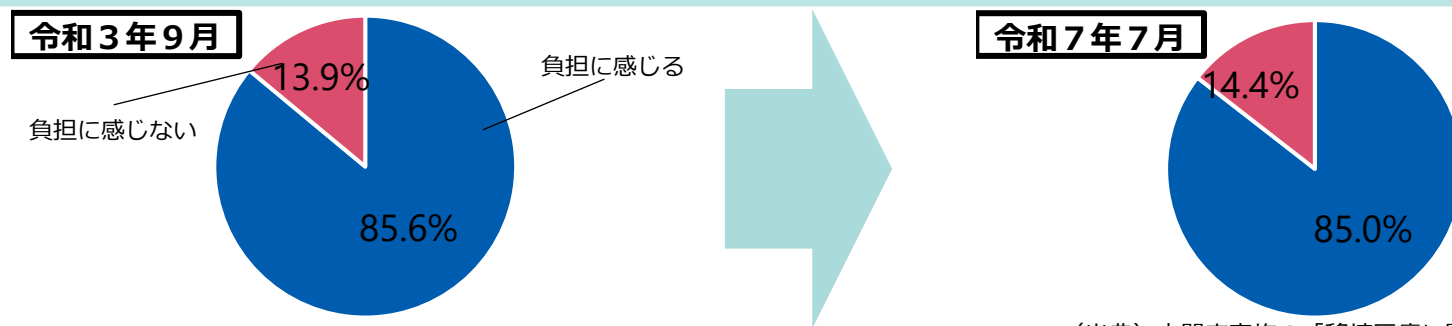
① 仮に自分が脳死または心停止の状態となった場合、臓器提供をしたい人の割合



② 仮に家族が臓器提供の意思を表示していた場合、その意思を尊重する人の割合



③ 仮に家族が臓器提供に関する意思表示をしていなかった場合、家族の臓器提供を決めることが負担と感じる人の割合



国民への普及啓発について（1）

○ 教育の場を活用した普及啓発

厚生労働省の取組

○臓器移植パンフレット

毎年、中学生向けに臓器移植パンフレット「いのちの贈りもの」を配布し、臓器提供の意思表示ができる年齢に近づいた段階で臓器移植について知ってもらう。



（公社）日本臓器移植ネットワークなどの取組

○いのちの教育

命の尊さを学び、子どもの自己肯定感を高めることが重要であり、「いのちの教育」を積極的に取り組むことが求められている。日本臓器移植ネットワークでは、学生への教育にも取り組んでおり、臓器移植を題材とした「いのちの教育」を様々な方面から支援している。

○教育者向けセミナー

日本臓器移植ネットワークでは、臓器移植を題材とした「いのちの教育」の実践などを通じて、子どもたちが生きる上での多様な価値観を育み、自己の生き方を深めていく教育や実践のあり方について提案し、共に考えを深めるセミナーを開催している。



○教育者向けリーフレット配布

厚生労働省から毎年配布される臓器移植パンフレット「いのちの贈りもの」を利用し、生徒と共に命を考える授業を展開するための解説書。教育者人数分を送付している。



国民への普及啓発について（2）

○ 臓器移植推進国民大会(令和7年10月26日)

○臓器移植推進国民大会とは

毎年、臓器移植普及推進月間である10月に合わせ、臓器移植についての理解を深めるとともに、臓器提供に関する意思表示をさせていただくよう呼びかけることなどにより、臓器移植医療に向き合い、より一人ひとりの意思が尊重される社会への醸成及び推進を図ることを目的として開催している。令和7年度は「いのちのバトン、想いをつなぐ」をテーマに大阪府大阪市にて開催された。



学生によるダンスパフォーマンス



トークセッション「ドナー家族×心臓移植医者
それぞれの想い〜」

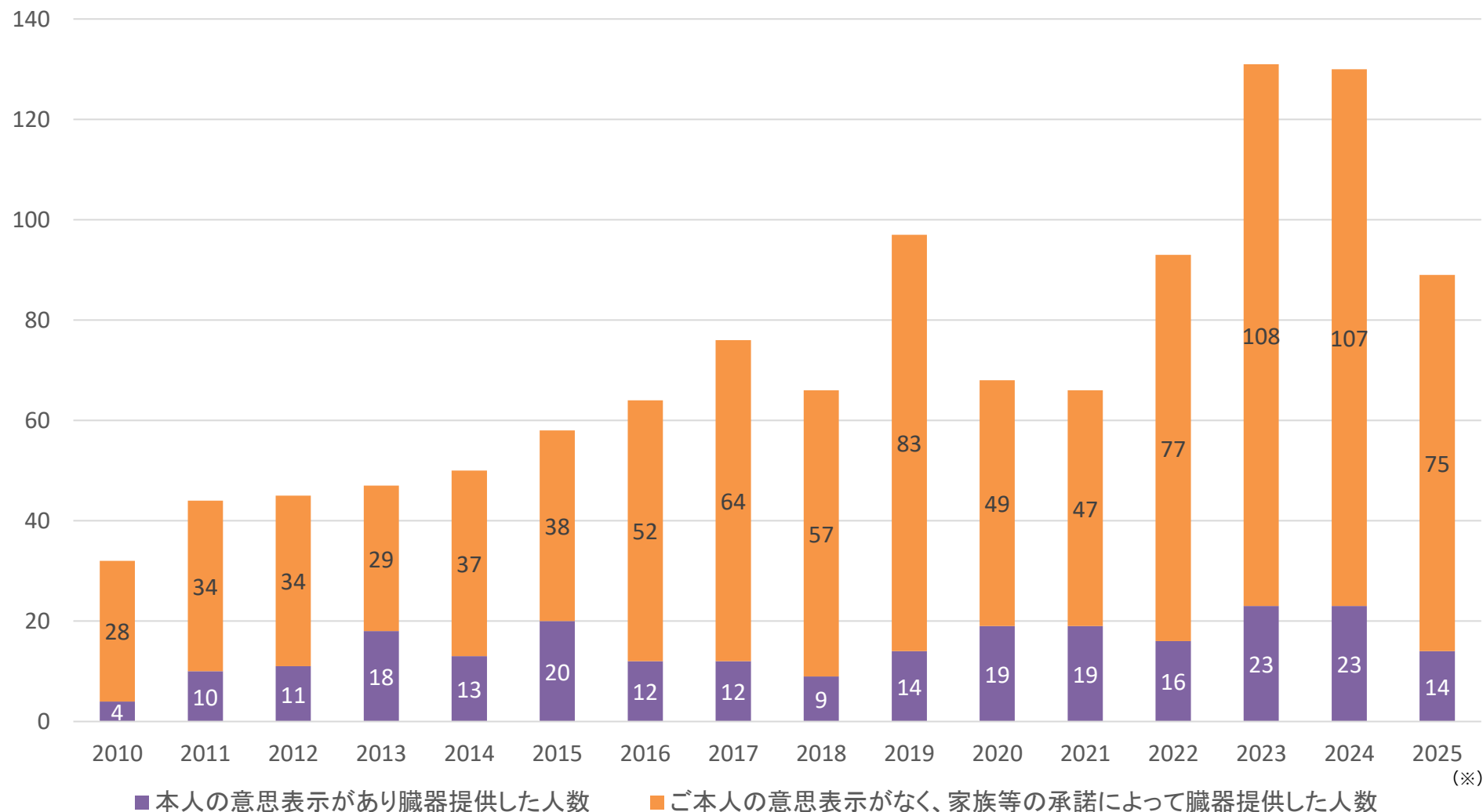


感謝状贈呈式

(資料)(公社)日本臓器移植ネットワーク等が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

本人の意思表示がなく家族承諾による脳死下臓器提供事例数

- 平成21年に臓器移植法が改正されたことにより、本人の臓器提供に関する意思表示が無い場合でも、家族等による承諾により脳死下臓器提供を実施することが可能となった。
- 以下グラフの通り、本人の意思表示が無く、家族等の承諾により脳死下臓器提供が実施されることが多いが、令和7年度移植医療に関する世論調査において、仮に家族が臓器提供に関する意思表示をしてなかった場合、家族の臓器提供を決めることが負担と感じる人の割合が85%となっていることから、臓器提供に関する意思は事前に家族等と話し合った上で、表示することが重要である。



(資料) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークから提供いただいたデータをもとに、厚生労働省移植医療対策推進室にて集計。

(※) 2025年8月31日現在

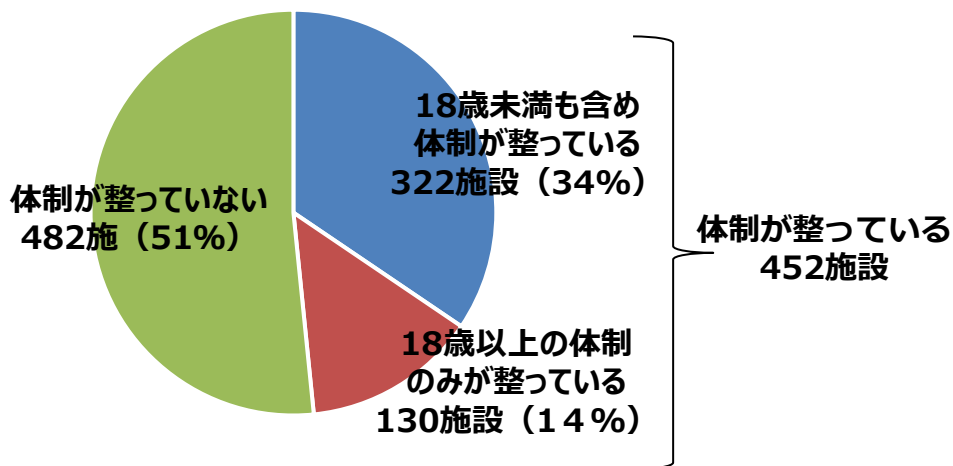
臓器提供施設の現状（移植医療対策推進室調べ）

令和7年3月31日現在、5類型施設（934施設（令和6年3月31日現在：906施設））のうち臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設は452施設（令和6年3月31日現在：444施設）、さらに18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設は322施設（令和6年3月31日現在：305施設）となっている。

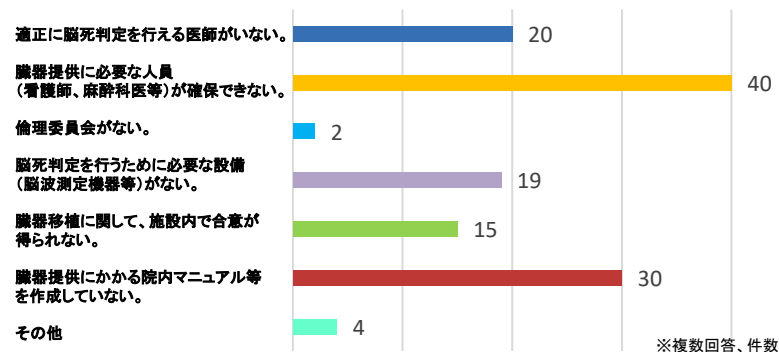
【5類型該当施設（令和7年3月31日）】

合計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科学会 基幹施設 又は連携施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
934	178	164	704	301	52

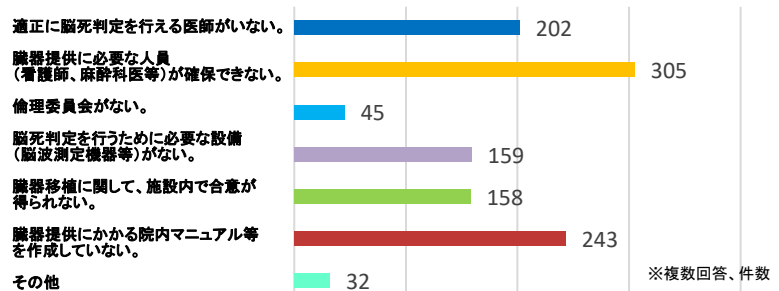
5類型施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設数



これから体制を整える施設の課題（92施設）



体制を整える予定のない施設の課題（390施設）

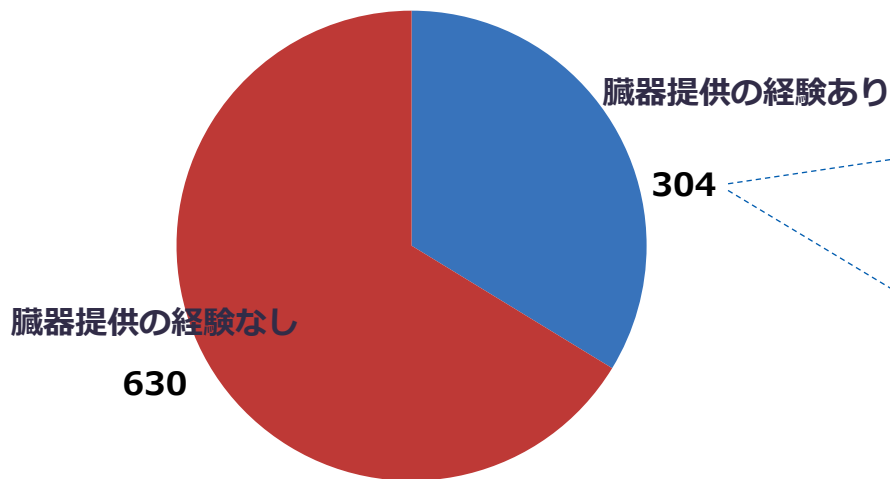


脳死下臓器提供の経験のある施設数及び実施件数

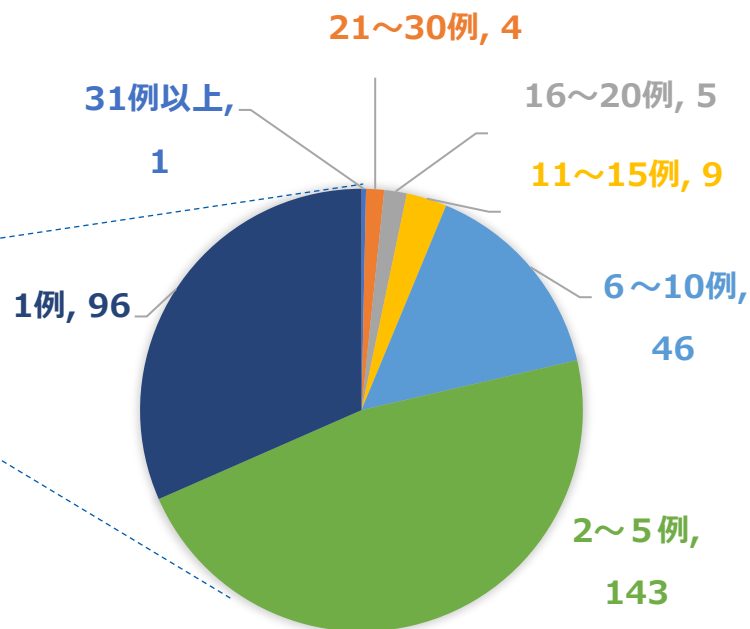
令和6年度に脳死下臓器提供が可能な施設は934施設。うち、これまでに脳死下臓器提供の経験がある施設は約300施設で、うち約1/3の施設は経験件数が1例のみとなっている。

令和6年度 脳死下臓器提供が実施可能な施設（※）

934



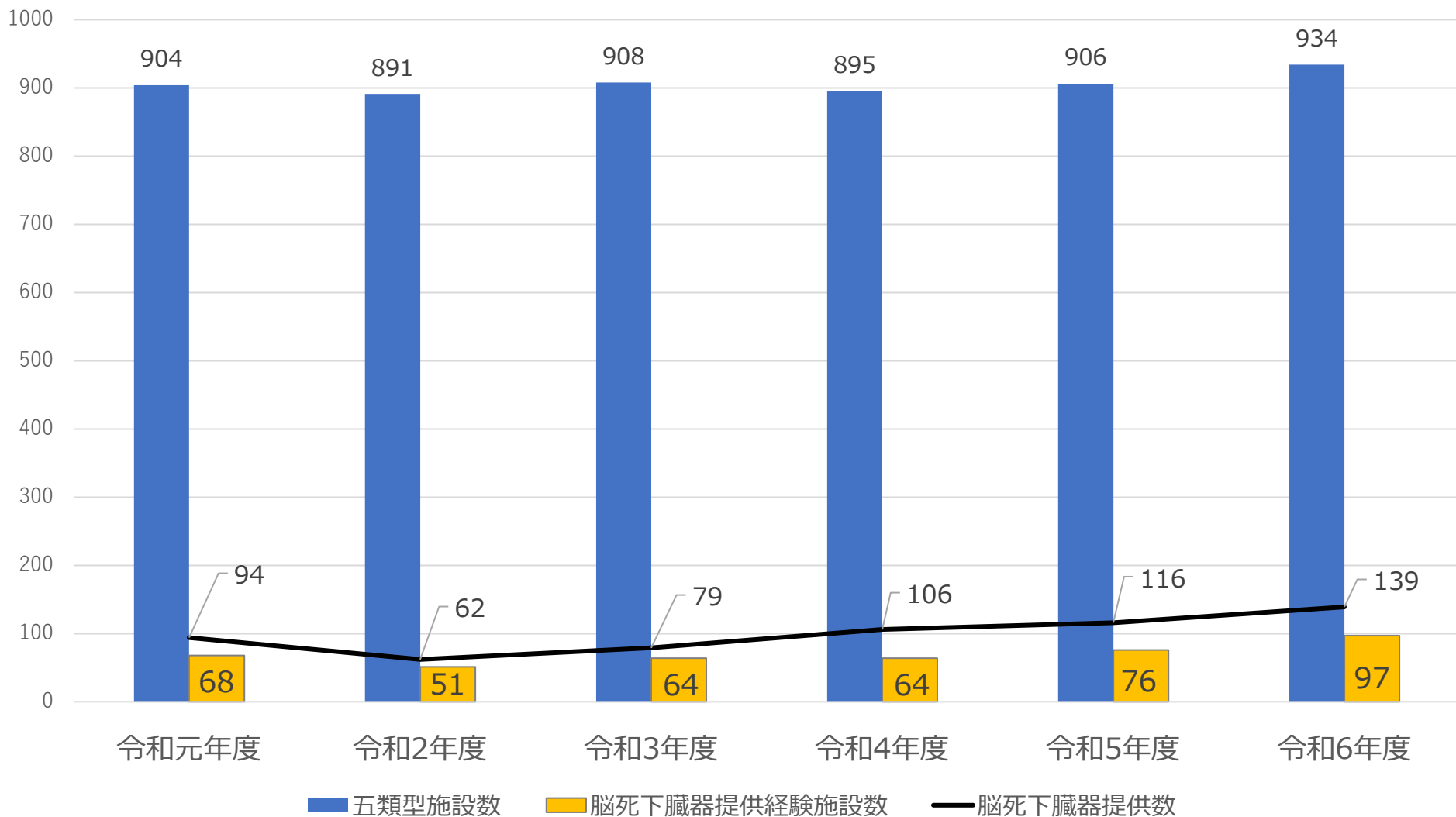
臓器提供実施件数（累計）



（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工
（※）

- 大学附属病院
- 日本救急医学会の指導医指定施設
- 日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設
- 救命救急センターとして認定された施設
- 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

脳死下臓器提供数と脳死下臓器提供経験施設数の推移



(脳死下臓器提供数および脳死下臓器提供経験施設数は、法的脳死判定が実施されたが臓器の摘出に至らなかった事例も含む)

脳死下臓器提供への意思が明確であるときの転院搬送について

- **脳死疑いの患者の全身状態は極めて不安定であること等から、脳死下臓器提供目的の転院搬送は控えるべきとされてきた。**
- 厚生労働科学研究班の実証実験等も踏まえて、**令和7年12月24日付で、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」を改訂し、法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリストを参考にすることで、臓器提供施設または臓器提供施設以外の医療機関から、体制が整備されている臓器提供施設へ脳死下臓器提供を目的とした患者の搬送を容認することとした。**

① 過去の経緯

- 法的脳死判定・脳死下臓器提供の実施可能施設は5類型施設※¹に限られており、「臓器提供手続に係る質疑応答集」(平成27年9月改訂版)において、脳死下臓器提供のみを目的とした転院搬送については控えるべきとされている。
- このため、臓器提供意思表示カードで提供意思が示されているなど、脳死下臓器提供への意思が明確であるときであっても、転院搬送ができない取扱いとなっている。
- この点、「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」(令和4年3月厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会)を踏まえて設置された、「脳死判定目的の転院搬送に関する作業班」より、脳死下臓器提供を目的とした転院搬送について、地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルの作成等条件付きで容認する答申がまとめられた。
- 令和5年1月の臓器移植委員会において、転院搬送の実装に向け、①転院搬送後に臓器提供が行えないと判断された場合の対応、②転院搬送の手段や地域における関係施設との連携、の2点について今後さらに検討していくこと、とされた。

※¹ 大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設

② 検討結果

- 厚生労働科学研究※²の実証実験により、**本人又は家族の脳死下臓器提供への意思が明確であるとき**、
 - 脳死が疑われる状態となった患者を
 - 脳死下臓器提供を目的として
 - 5類型施設以外あるいは5類型施設であっても必要な体制整備が困難な施設から
 - 搬送に伴うリスクを家族および医療者が十分に認識し、かつ回避対策を講じた上
 - 体制が整備されている臓器提供施設へ患者を搬送することに関して、問題なく実証実験を完遂できた。
- 転院搬送後、臓器提供が行えないと判断された場合の対応や、転院搬送の手段については、地域差があることから、地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルを作成する際に十分検討することが必要であると結論づけられた。
- これらを踏まえ、**本人又は家族の脳死下臓器提供への意思が明確であるとき**、厚生労働科学研究※³により作成された「法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリスト」を参考にすることで、転院搬送の実施について容認。

※² 令和4年度厚生労働科学研究費補助金(移植医療整備基盤研究事業)「地域の中核機関と周囲の医療機関との連携のあり方に関する研究」(研究分担者 久志本成樹)

※³ 令和7年度厚生労働科学研究費補助金(移植医療整備基盤研究事業)「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」(研究分担者 久志本成樹)

あっせんの体制について

臓器移植法（抄）

（業として行う臓器のあっせんの許可）

第12条 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのアっせんをしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、臓器の別ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（抄）（ ）内は厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室にて追記

第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

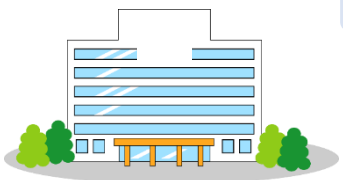
2 臓器移植コーディネーター（家族への説明、家族の範囲確認、本人意思（拒否意思含む）の把握、任意性担保）

臓器移植対策事業実施要綱（平成15年健発0609002号健康局長通知）（抄）

- ・臓器のあっせんが、公平、公正、適切かつ安定的に行われるよう、コーディネーター等の人員の確保等を行う
- ・コーディネーターの設置、要件提示（経験年数、研修試験必須）

○移植コーディネーターの種類

提供施設



院内ドナーコーディネーター

提供施設に所属し、院内での臓器提供時、関係部署との連携体制の確保など円滑に進むような調整を行う。

臓器移植コーディネーター

法の基本理念に基づき、臓器提供者（臓器提供者となりうる者を含む。）とその家族の意思を尊重し、**第三者的立場として**当該家族に関わり、医療機関や関係機関等との連携の下で移植に至るまでの一連の業務を適正かつ円滑に行うための高度な調整（コーディネーション）を担う専門知識を有する者をいう。

- ・JOTコーディネーター（27名）
- ・都道府県移植コーディネーター（JOT理事長により臓器のあっせんの一部を委嘱）（約60名）

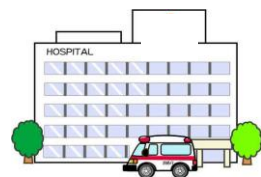
令和7年4月1日現在

レシピエント移植コーディネーター

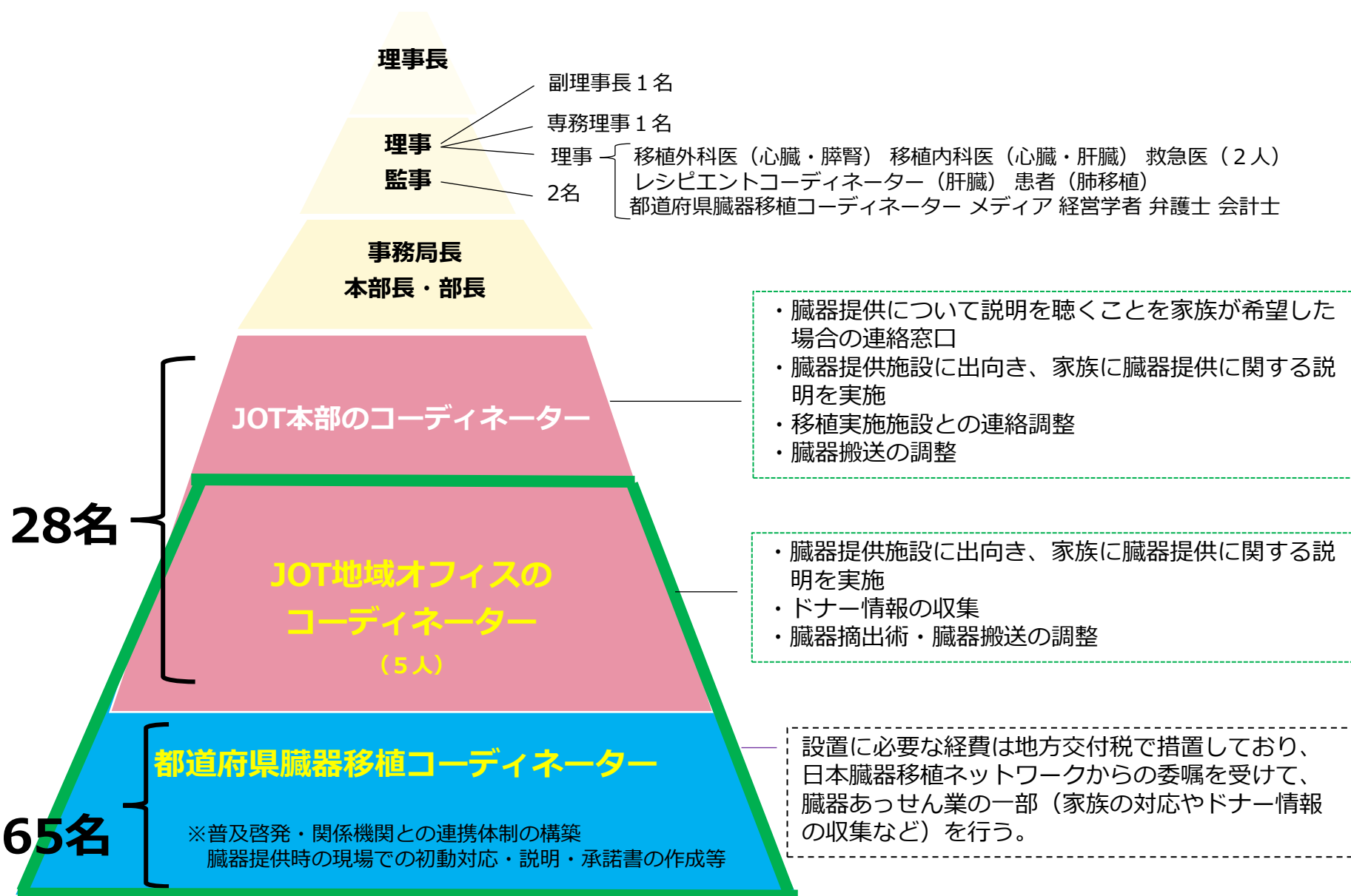
日本移植学会を中心とする移植関連の学会・研究会による認定制度。移植実施施設に所属、臓器移植の全過程において移植医療チーム内外を円滑に調整し、医療チームと患者・家族の間に立って両者の支援を行う。

（資料）公益社団法人日本臓器移植ネットワーク作成

移植施設



臓器あっせん機関の構造について

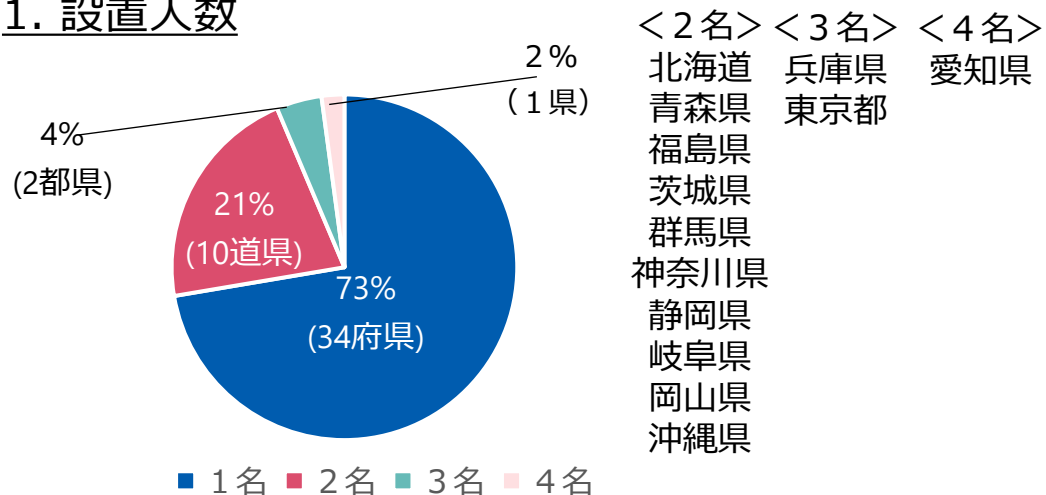


(注)令和6年10月1日時点。JOT本部のコーディネーターは事業推進本部の所属に限る。休業者を除く。人数については異動・退職等により変動あり。

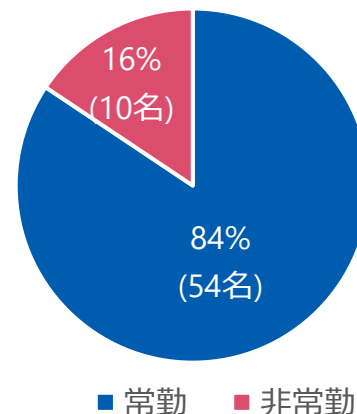
都道府県臓器移植コーディネーターの現状

34府県において、都道府県臓器移植コーディネーターは1人のみの設置となっている。

1. 設置人数

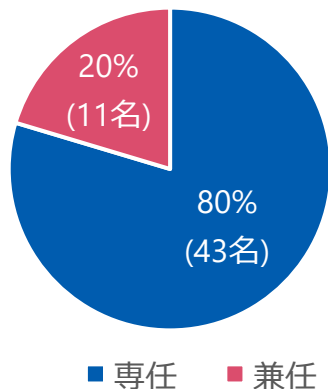


2. 勤務体系①

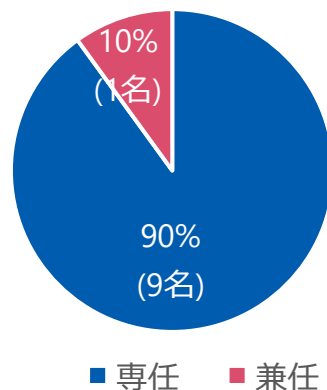


3. 勤務体系②

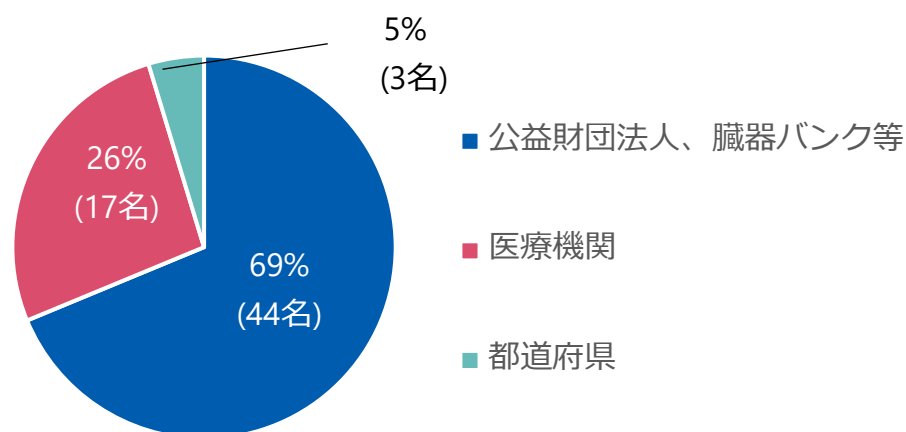
・常勤のうち



・非常勤のうち



4. 所属機関



- ドナー関連業務実施法人に関する法的な考え方を整理し、当該法人の業務内容や許可基準等に関する事項等を定める通知（令和7年9月25日付け厚生発0925第3号「臓器のあっせん業の許可等について」）を发出。
- 本年9月30日に各都道府県や関係学会等に対して全体説明会を実施し、更に病院団体や学会等に対する個別の周知を実施。

<臓器のあっせん業の許可等について 通知抜粋>

業務の範囲

※ 赤枠はドナー関連業務実施法人が行う業務。

以下の業務の全部又は一部を行うものとする。

（初めて許可申請を行う場合は、下線部の業務を行うのみでも許可申請は可能とするが、可及的速やかに全ての業務を実施可能な体制を整備すること。）

(1) 臓器のあっせんのうち、臓器の提供者(以下「ドナー」という。)に関する業務

- ア ドナーとなり得る者(以下「ドナー候補者」という。)の情報の取得
- イ ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得
- ウ 臓器提供に関わる他機関のコーディネーター(臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者をいう。)への支援・連携
- エ ドナー候補者の感染症検査・HLA(ヒト白血球抗原)タイピングの実施(検査センターへの委託を含む。)
- オ 臓器摘出術の管理(臓器摘出術の記録を含む。)
- カ 臓器摘出チームの受入調整及び連絡調整
- キ 地域の臓器搬送経路の策定
- ク 臓器提供者の家族及び遺族の心理的ケアの実施
- ケ その他臓器のあっせんのうち、ドナーに関する業務

(2) 臓器のあっせんのうち、移植を希望する者(以下「レシピエント」という。)に関する業務

- ア レシピエントの募集及び登録・医療情報の管理
- イ ドナー発生時の移植候補者の選定及び優先順位の策定
- ウ リンパ球交叉試験を含む移植実施に必要な組織適合性検査の実施(検査センターへの委託を含む。)
- エ 移植実施施設への移植実施の有無の打診
- オ その他臓器のあっせんのうち、レシピエントに関する業務

(3) ドナー、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動

- ア 臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整
- イ 広域的な臓器搬送経路の策定
- ウ その他あっせんに係る連絡調整活動に関する業務

臓器のあっせん業に係る許可について

- 臓器のあっせん業に係る法第12条の許可は、臓器の別ごとに行う。
- 臓器のあっせん業の許可申請は、許可申請書及び必要書類を厚生労働大臣に提出する方法により行う。
- 許可申請の審査に当たり、厚生労働大臣は必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得ること。
- 臓器のあっせん手数料等の負担を移植実施施設又は登録患者に求めることができ、臓器のあっせん手数料等の額を定めたときは、厚生労働大臣に届け出ること。
- 臓器のあっせんを行う事務所の所在地等を変更したときは速やかに厚生労働大臣に届け出ること。

厚生労働大臣の報告徴収等

- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関に対し、1年に一度及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、業務実施状況の報告を求めること。
- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関に対し、定期的及び厚生労働大臣が必要と認めるときは、臓器あっせん機関の事務所への立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査、関係者への質問を行うこと。
- 厚生労働大臣は、報告徴収等の結果を踏まえ、必要に応じて臓器移植に関する有識者等から意見を得た上で、法第16条の規定に基づき、臓器あっせん機関の業務に関し必要な指示を行うことができること。
- 厚生労働大臣は、臓器あっせん機関が業務に関する指示に従わないときは、臓器あっせん業の許可を取り消すことができること。

認定ドナーコーディネーターについて

- 臓器摘出に係る同意取得等行為については、医療機関において以下の要件を満たした上で、主治医の通常の診療行為と一連のものとして実施する場合には、当該医療機関が反復継続して実施しても臓器のあっせん業に該当しないものとし、希望する医療機関において、同意取得等行為を実施可能とする法的整理を行い、通知（令和7年9月25日付け健生発0925第3号「臓器のあっせん業の許可等について」）を発出した。

①専門性を担保するため、**認定ドナーコーディネーターが同意取得等行為を行う**こと

②業務の中立性に配慮するため、**説明等の場面にあっせん法人コーディネーター等が立ち会う**こと

（注）医療機関は、臓器あっせん機関（臓器あっせん業の許可を受けた者）に該当しないため、法に基づく厚生労働大臣による報告徴収等の規定は適用されない。ただし、①及び②の要件を満たさずに同意取得等行為を行った場合、無許可で行う臓器あっせん業に該当する可能性がある。

主な業務内容

【通常の診療行為】

急性期重症患者の受け入れ
「法的に判定したら脳死とされうる状態」の判断
家族に「臓器提供に関する説明の希望の有無」を確認 等

【「臓器のあっせん」に該当する行為（ドナー関連）】

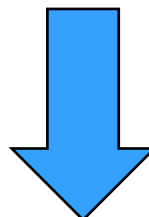
家族への臓器提供に関する説明、同意の取得 等

【「臓器のあっせん」に該当する行為（レシピエント関連）】

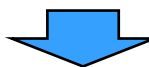
広域的な臓器搬送経路の策定
移植実施施設への移植実施の有無の打診 等

臓器の摘出

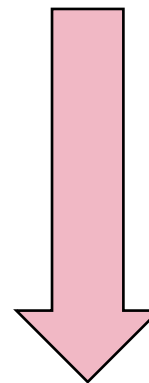
これまで



JOTが
実施



今後

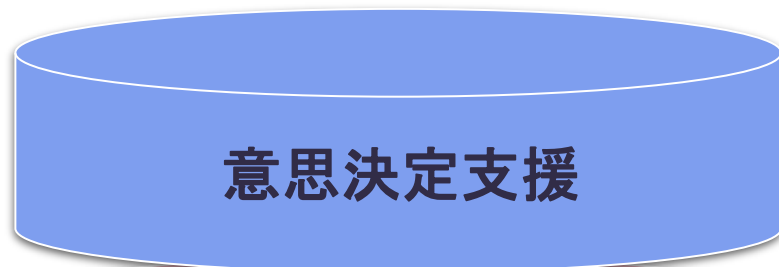


臓器あっせん機関（JOT含む）が実施

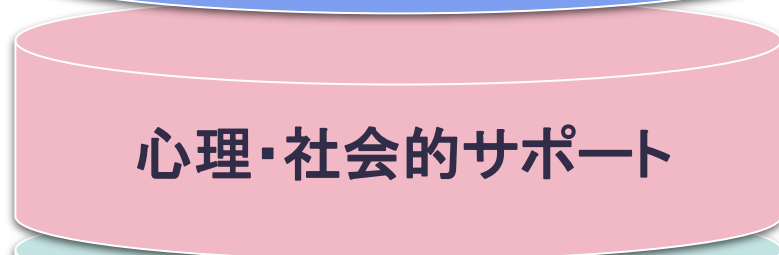


ドナー家族に対する支援業務の概要

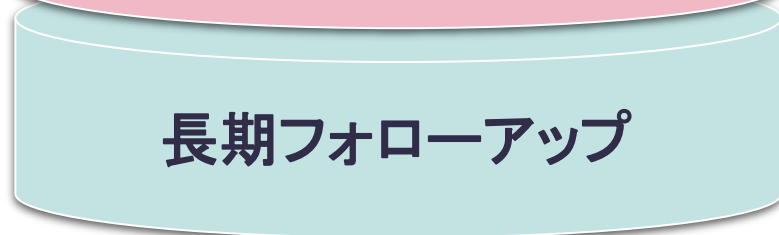
症例発生時



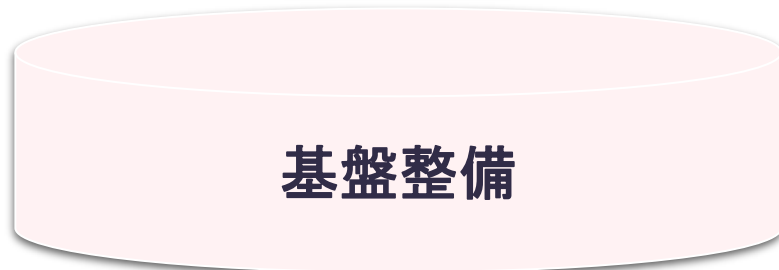
- ・本人意思の確認
- ・家族の代理意思決定の任意性の確認
- ・「家族の総意」に対するプロセス支援
- ・倫理的視点に基づいた支援の実践と記録



- ・提供後の家族訪問、電話相談
- ・サンクスレターの橋渡し
- ・「ドナー家族のための集い」の開催
- ・「みどりのカフェ」の開催

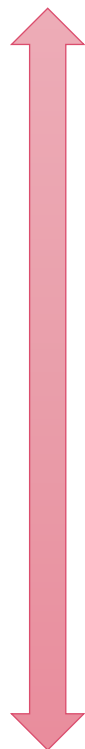


- ・レシピエントの術後経過追跡と記録
- ・家族への経過報告と環境確認
- ・意識調査の実施と分析
- ・社会的資源(自死遺族支援等)との連携



- ・事例カンファレンスの定期開催
- ・提供事例のフォーカスシートの記録保存
- ・サマリーの作成、自己評価による検証
- ・第3者委員会によるあっせん事例評価

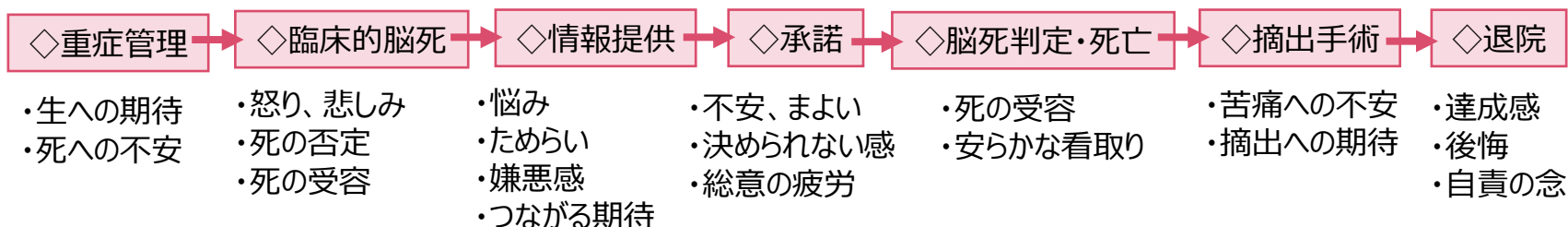
通常業務



ドナー家族支援の体制（（公社）日本臓器移植ネットワークの取組）

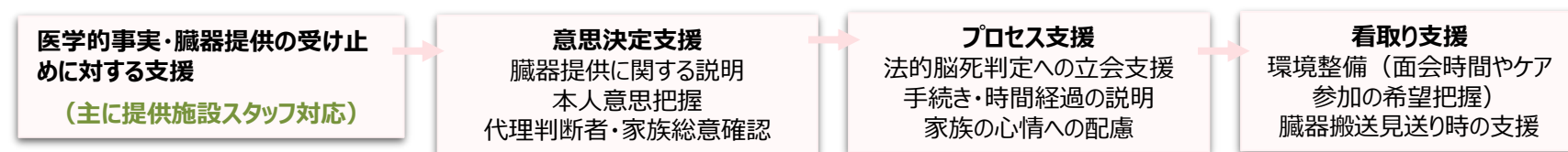
① 脳死下臓器提供時における家族の一般的心理プロセスと段階別家族支援

<家族の一般的心理プロセス>



※家族の心情は段階的に変化するものではなく、時に交差し、時に重なりあう

<家族支援>



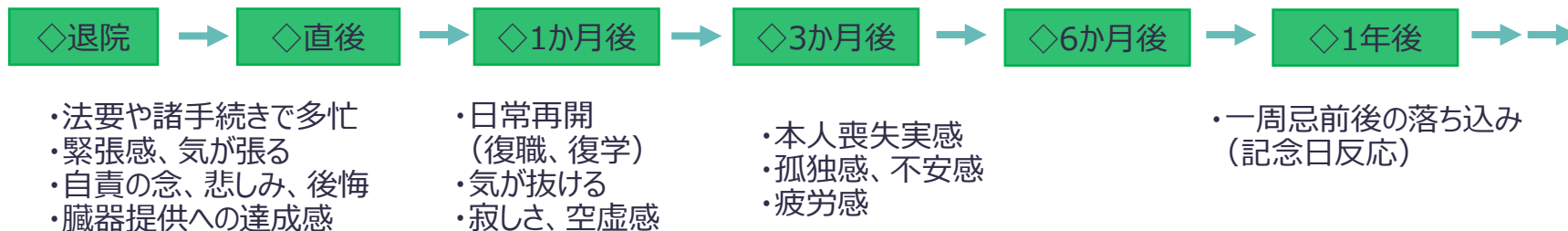
医師、看護師、院内コーディネーター、臨床心理士等と移植コーディネーターと連携対応

(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワーク提供施設委員会・ドナー家族ケア部会においてとりまとめ

ドナー家族支援の体制（（公社）日本臓器移植ネットワークの取組）

② 臓器提供後におけるドナー家族の長期フォローアップ

<一般的な家族の状況>



<長期フォローアップ、心理・社会的サポート>

移植後経過報告

- ・レシピエントの移植術後の経過の定期報告
- ・ドナー家族希望に応じて定期的に報告

サンクスレターの受け渡し

- ・レシピエントやレシピエント家族からのドナーやドナー家族にあてた感謝の手紙
- ・ドナー家族の希望に沿ってお渡しを仲介

専用ダイヤル・メール

- ・いつでも連絡をとれる窓口設置
- ・電話：11～22時（月～土曜日）、メール：24時間

ドナーのご家族のための集い

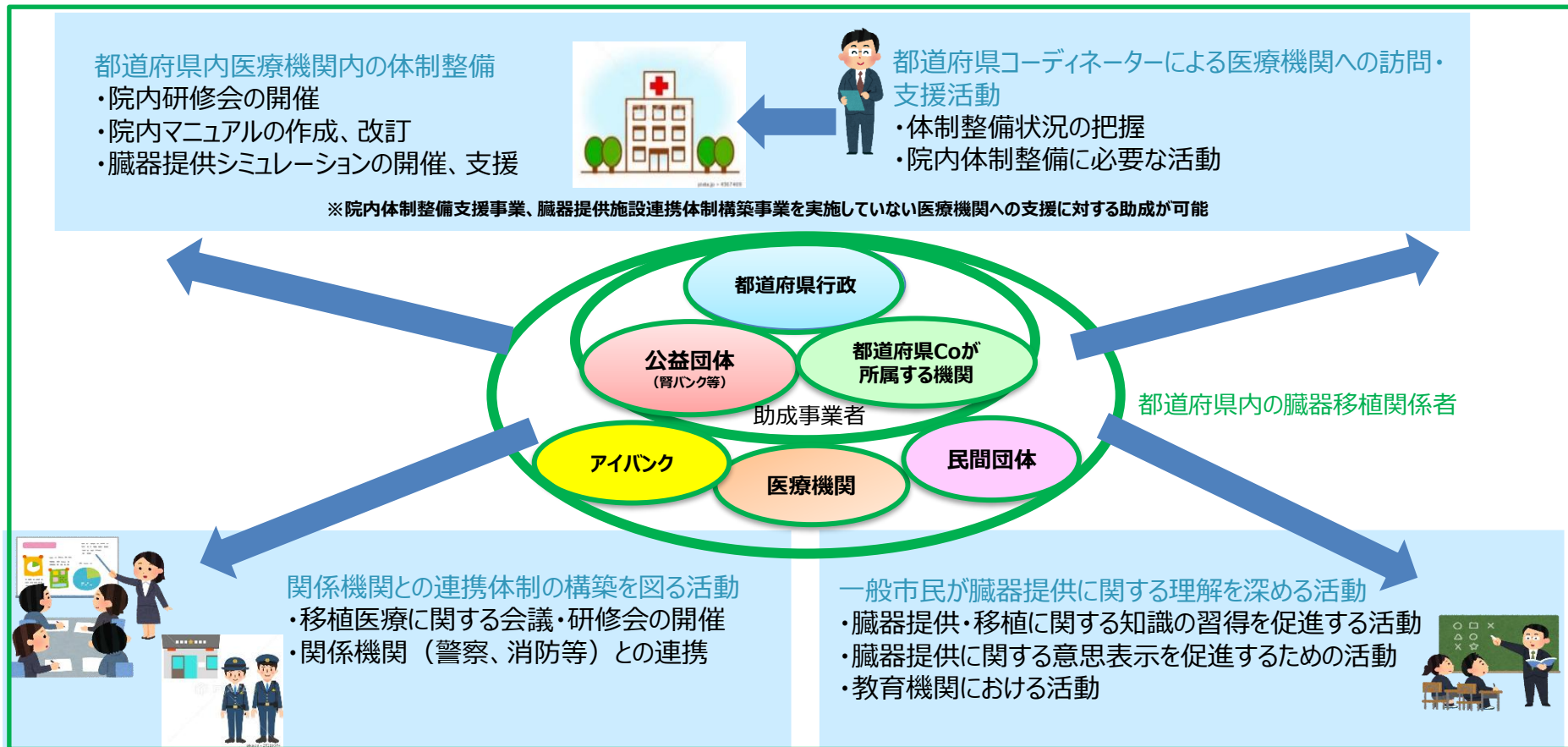
- ・同じ経験をした方が集い、ドナーを偲び、お互いの想いを語り合う会
- ・年1回開催、開催場所：東京、名古屋、大阪、福岡

みどりのカフェ

- ・移植コーディネーターとの個別面談、その時々家族の感情・思いの受け止め
- ・本部・各オフィスで常時開設、ドナー家族の希望によりいつでも面談

都道府県支援事業

臓器移植に関するあっせん業務や臓器提供に関する国民の意思を活かすため、都道府県内の臓器移植関係者が連携し、院内体制の整備、教育・研修活動や啓発活動等を実施する事業。



都道府県内の臓器移植関係者が移植医療推進の取り組みを連携し進めていくことで、医療機関等での臓器提供に関する意思を活かすための体制を構築する

臓器提供に関する意思表示の増加

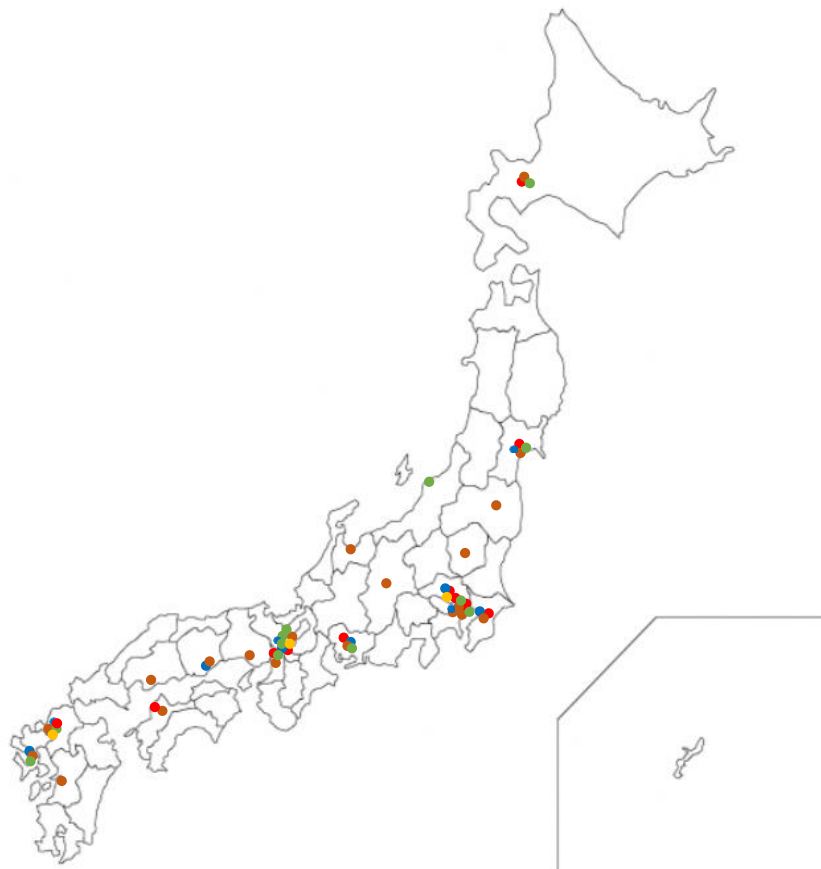
(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワーク作成

52

臓器移植体制 臓器移植施設の現状

令和8年3月末時点の移植実施施設選定状況は、心臓移植12施設、肺移植12施設（心肺同時移植のみを実施する施設を含む）、肝臓移植23施設、膵臓移植19施設、腎臓移植123施設、小腸移植13施設である。

- 心臓移植
- 肺移植
- 肝臓移植
- 膵臓移植
- 小腸移植



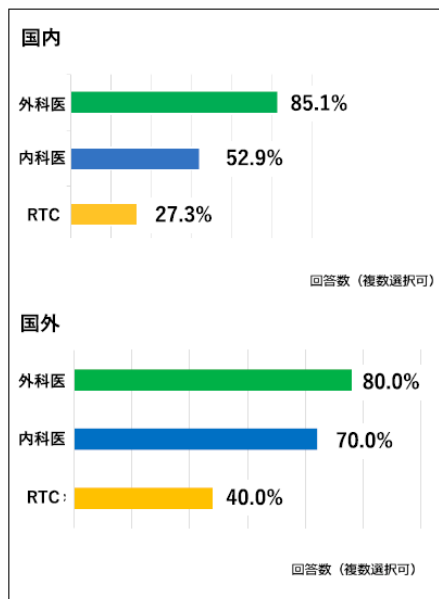
地域	腎移植施設数
北海道・東北	6
東北	9
関東・甲信越	36
東海・北陸	19
近畿	17
中国・四国	18
九州・沖縄	19

臓器移植実施体制の現状と課題

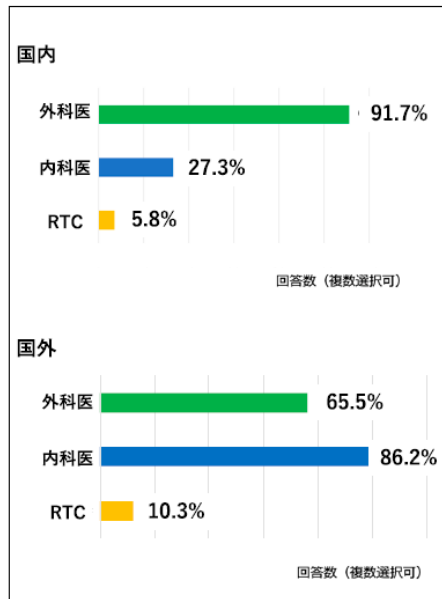
厚生労働科学特別研究事業「臓器移植のサステナビリティ向上のための課題解決に向けた研究」（代表研究者：江口 晋）により、日本の臓器移植実施体制としては、①内科医の参画 ②移植実施施設の協力体制が課題とされた。

臓器移植実施体制に関する海外との比較

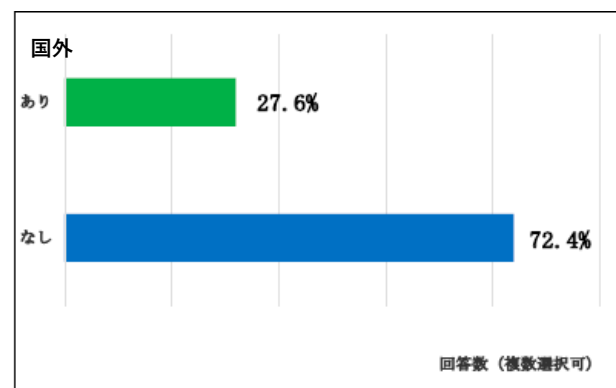
○術前評価



○移植直後の管理



○国外施設における施設事情による移植断念の経験



国外施設での対応

- ・移植実施時の麻酔科医や手術室スタッフのオンコール体制
- ・院内の手術室確保のルール化

※国外施設：ヨーロッパ17, 北米9, アジア2, 中東1

移植数増加に対応するための方策

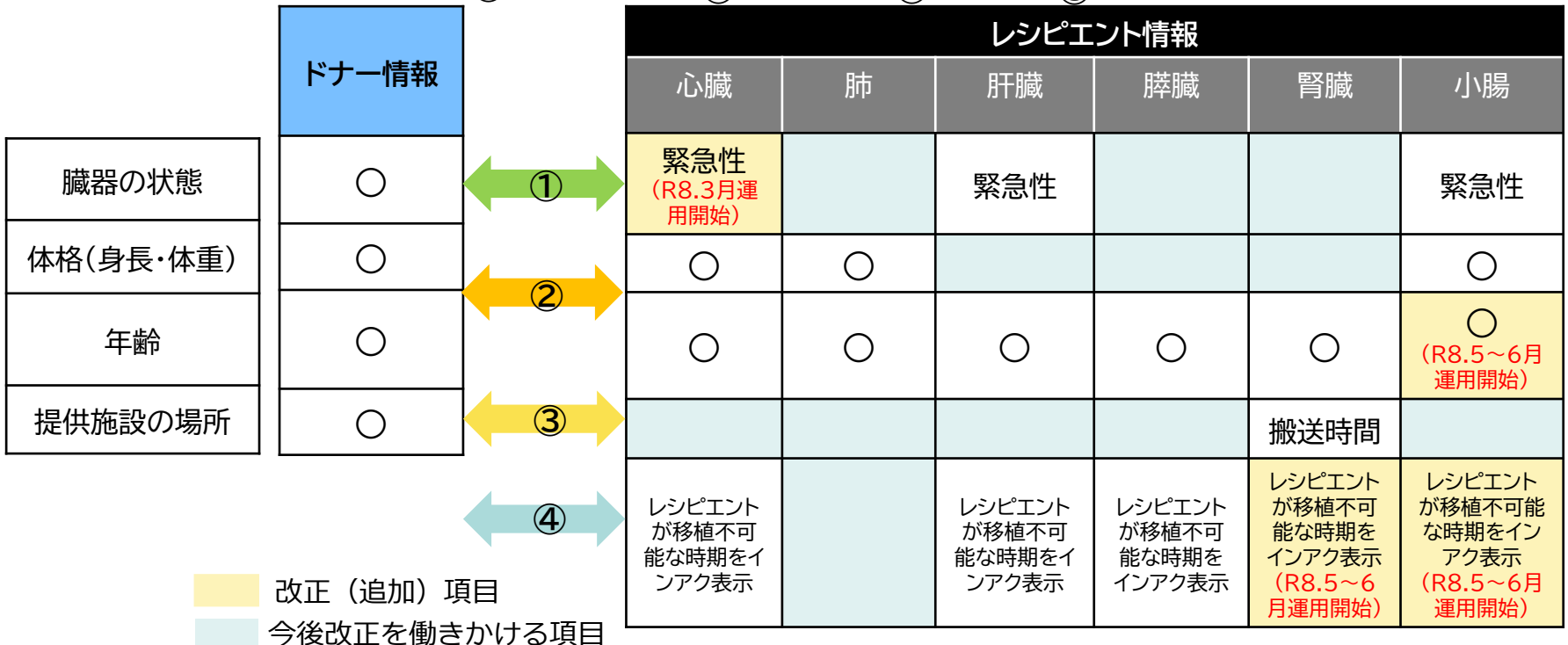
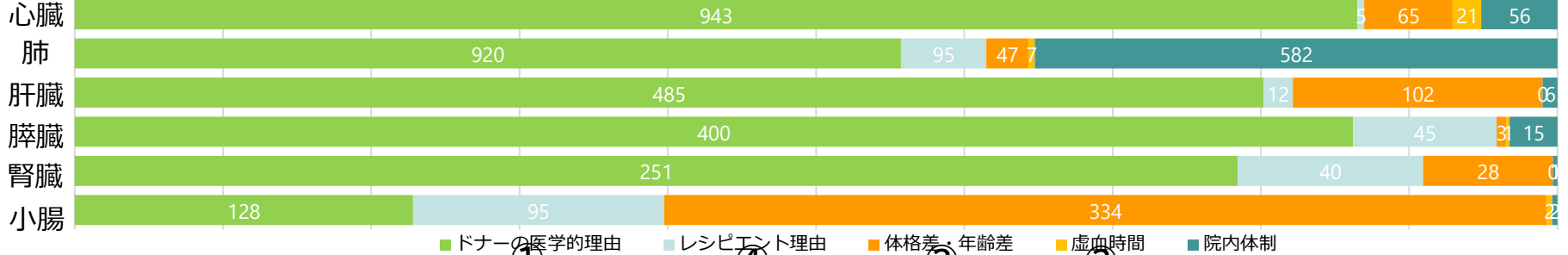
- ・内科医の参画の促進と教育システムの充実等
- ・移植実施時の院内の取り決め（麻酔科医等や手術室スタッフのオンコール体制、手術室確保のルール化）
- ・移植希望待機患者の登録施設の複数化や移植実施施設間の協力体制の確立
- ・複数臓器同時移植時の金銭的支援

（資料）令和4年度厚生労働科学特別研究事業 「臓器移植のサステナビリティ向上のための課題解決に向けた研究」（代表研究者：江口 晋）の報告より抜粋

レシピエント選択基準等の精緻化について (医学的理由等による移植不成立への対策)

- 学会・研究会の要望を受け、臓器ごとに個別のレシピエント選択基準を置いている。
- あっせんの段階でレシピエントとの成立確率が高まるよう、国から学会等にレシピエント選択基準の見直しを働きかけている。
- 心臓のレシピエント選択基準に医学的緊急度(Status1A)を設けること並びに腎臓及び小腸にレシピエントが移植不可能な時期は表示させないこと(inactive)等に関して、令和8年3月から順次運用開始。

あっせんが中止された件について、移植実施施設へ打診し辞退された患者(レシピエント)の理由(1人の患者(レシピエント)につき1つの理由を集計)(令和6年集計)



レシピエントの登録移植施設の複数化について

令和6(2024)年12月5日

- 死体からの臓器の移植を希望する場合、「移植希望者登録用紙」に「移植希望病院」を記載しJOTに登録する。
- 「レシピエントによる移植実施施設の登録複数化」は、腎臓移植において既に実施されていたが、令和7年3月より、全臓器の移植において、移植希望施設を複数登録できる運用を開始した。

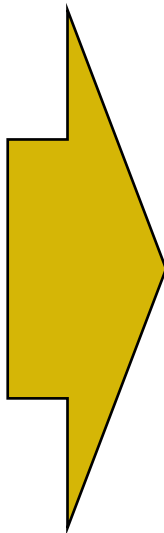
腎臓移植



A92730242

腎臓移植希望者登録用紙

NW	用紙到着日(※1)	ID番号(※1)	
本人記入欄	登録申込日	年 月 日 □	私は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク『臓器移植をお考えの方へ』の内容を理解し、同意の上、移植希望登録の申し込みを行います。
	フリガナ		性別 生年月日
	漢字氏名(白書)		男・女 年 月 日(歳)
	電話番号1		電話番号2
	郵便番号	〒	
	住所	都道府県 市区	
	連絡可能な勤務先	移植希望病院を2施設記入	
	緊急連絡先	氏名	配偶者・親・子・兄弟姉妹・その他の親戚その他()
	移植希望病院	第一希望 神戸大学医学部附属病院	第二希望
	現在、もしくは過去の移植希望登録	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 登録している(た)臓器(心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸) 移植施設は今回の登録施設と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 他施設(他施設に登録済みの個人情報等の利用に同意します) 他施設名() 登録者ID() ※不明時空欄可 ※有に該当する場合前回と同じIDで登録を行ってください。	
免除申請予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(住民税の非課税世帯のため)		



令和7年3月から、全臓器の移植において、移植希望病院を複数登録できる運用を開始した。

医師記入欄	血液型	A・B・O・AB	Rh	+・-
	コメント			
	記載年月日	年 月 日	登録担当者署名	

払込有効期限 2024年11月30日 [] の枠は必ず記入してください。記入の際は、楷書にてご記入ください。
※1はネットワーク記載欄ですので、ご記入は不要です。

臓器移植の実施件数や待機者数等の見える化について

- 移植実施施設を患者が選択する考慮要素として、各移植実施施設の移植待機患者数、移植実施数等を臓器あっせん機関（JOT）が公開することを要請し、令和7年10月より公開。
- 令和8年4月時点で、心臓及び肺で100%、肝臓で約91%、膵臓で約89%、腎臓で約66%の移植実施施設において公表済み。

【公表情報イメージ図】(心臓移植に関するJOTのHP掲載情報を元に移植医療対策推進室にて作成)

心臓移植		作成 2025年10月1日
施設名称	施設において移植可能な臓器	
〇〇病院		
病院の特徴		
<ul style="list-style-type: none"> ● 移植担当医師 〇名（成人） 〇名（小児） ● 移植認定医数 〇名 ● 認定レシピエント移植コーディネーター 〇名 ● 移植実施施設と施設認定 (実施施設の内訳等を記載) 		
待機患者数 (〇年〇月〇日現在)	死体移植実施数（過去3年間） (2022年1月1日～2024年12月31日)	お問い合わせ先
〇人 (成人〇人、小児〇人)	〇人 〇件、うち心肺同時移植〇件（2022年） 〇件、うち心肺同時移植〇件（2023年） 〇件、うち心肺同時移植〇件（2024年）	〇〇病院 電話番号（代表）： 診療科HP：（URL）

各国の臓器あっせん機関の構成

	アメリカ	英国	フランス	韓国	日本
臓器提供者数 (2023)	16,336	1,513	1,791	483	145
臓器提供に関する説明 及び家族同意の取得 本人意思の確認 (ドナー関連業務)	患者近隣のOPO※ ¹ のコーディネーター UNOS※ ² とは独立し た機関	NHS※ ³ 支部の臓 器提供チームに所 属する臓器提供専 門看護師	院内コーディ ネーター	患者近隣の KODA※ ⁵ 支部コー ディネーター KONOS※ ⁶ とは独 立した国立機関	JOT※ ⁷ コーディネーター 又はJOT委嘱の都 道府県臓器移植 コーディネーター
	56機関 (機関によるが、1機関 でおよそ50名程度のコー ディネーターを雇用)	12支部 (支部によるが、1支 部20~40名程度(計 およそ300名)の臓 器提供専門看護師を 雇用)	臓器提供が可能 な180施設に院 内ドナーコー ディネーターを 設置	1機関(3支部) (コーディネーター は68名)	2オフィス
移植候補者の選定 (マッチング関連業務)	UNOS(職員:およ そ450名)	NHSのODT Hub※ ⁴ (国庫補 助) (マッチング専門の スタッフ:30名)	Agence de la Biomédecine (国庫補助) (マッチング専門の スタッフ:8名)	KONOS(国庫補 助) (マッチング専門の スタッフ:12名)	JOT(国庫補助) (コーディネーターが 兼務(コーディネート アシスタントが補 助))
	1機関	1機関	1機関	1機関	1機関

※1 OPO (Organ Procurement Office) 各地域に設置された、コーディネーション専門のNPO。
 ※2 UNOS (United Network for Organ Sharing) 移植候補者の選定やデータベースの管理等を行うアメリカ国立機関。
 ※3 NHS (United Kingdom National Health Service) 国民保健サービス。
 ※4 ODT Hub (Organ Donation and Transplantation Hub) NHSの移植医療部門に設置された固形臓器移植の中核で、ドナー情報の受信、臓器提供専門看護師の派遣、移植候補者の選定等を行う。

※5 KODA (Korea Organ Donation Agency) 韓国のコーディネーション専門の国立機関
 その他、hospital-based organ procurement organization (HOPO)がドナー関連業務を実施。
 ※6 KONOS (Korean Network for Organ Sharing) 韓国国立の移植医療専門組織で、移植候補者の選定や移植医療全体の管理総お行う。
 ※7 JOT (日本臓器移植ネットワーク)

各国のドナーとなりうる患者の情報を報告する仕組み

	アメリカ	韓国	オーストラリア	スペイン	日本
人口100万人あたりの脳死・心停止後臓器提供数(2022)	48.04	9.32	19.43	49.38	1.21
本人の臓器提供の意思の取扱	Opt-in	Opt-in	Opt-in	Opt-out	Opt-in (本人の意思が不明でも家族の同意で臓器提供は可能)
報告制度	州法等で義務づけられている	臓器移植法で義務づけられている	学会等のガイドライン(努力義務)	学会等のガイドライン(努力義務)	報告の義務化はされていない
報告の対象となる患者	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスゴー・コーマ・スケール(GCS<5 鎮静剤を使用していないこと) ・生命維持装置の中止が検討されている ・家族が臓器提供を希望している 	<ul style="list-style-type: none"> ・脳死と考えられる状態(人工呼吸器で呼吸が維持されている、重篤な脳損傷により回復不可能、5つ以上の脳幹反射消失) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可逆的脳損傷、GCS≤5、年齢≤80、人工呼吸器管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可逆的脳損、GCS≤5~8 ・終末期であることの医学的合意 	—
報告受信	あっせん機関	あっせん機関	あっせん機関	医療機関に所属する臓器提供コーディネーター	—
報告後の流れ	あっせん機関のコーディネーターが家族に臓器提供について情報提供	あっせん機関のコーディネーターが家族に臓器提供について情報提供	あっせん機関のコーディネーターが家族に臓器提供について情報提供	医療機関に所属する臓器提供コーディネーターが家族に臓器提供について情報提供	—